



ホストクラブ(カウンセラーを含む) ホストファミリー・ホストスクール のための交換の手引き

2025-2026 年度版

国際ロータリー第2800地区
青少年交換委員会

目次

『HF』はホストファミリーに 『HC』はホストクラブに 関する資料

	地区ガバナーからのメッセージ	HF	HC	
交換の仕組み				2
ロータリー青少年交換の仕組み(フローチャート)			HC	3
(クラブから見た)タイムテーブル=交換参加～帰国まで			HC	4
青少年交換にあたって(手続 および 状況把握・緊急時対応について)		HF	HC	5
				6
交換の手引(解説)				8
ロータリークラブとは(目的・歴史・仕組みなど)		HF		9
青少年交換プログラム概要		HF	HC	11
ホスト(受入)ロータリークラブ 受け入れ決定～事前準備			HC	13
クラブカウンセラーの選任と任務			HC	15
受け入れ空港で―出迎え時のチェックポイント			HC	17
来日学生到着時の手続き			HC	18
来日学生の入出国に伴う手続きについて(国保・在留カード・マイナンバー)			HC	19
交換学生を受入れてから ～おおよそ 1週間から1か月以内で する事/確認する事			HC	21
ホストクラブとしての日常の対応			HC	22
受け入れ準備から帰国まで～日常の生活 ホストファミリーのためのマニュアル		HF		24
来日学生の県外移動(旅行)		HF	HC	27
保護者の訪問(来日学生)		HF	HC	28
帰国の準備～帰国		HF	HC	29
来日学生とのトラブル		HF	HC	30
交換の中止		HF	HC	31
国際ルール(順守すべきルール)		HF	HC	32
来日学生の病気・ケガ、緊急連絡先の周知徹底、緊急事態の発生		HF	HC	33
『Application』で学生本人、保護者が署名してきた宣誓書(Declarations)		HF	HC	34
費用の分担について		HF	HC	36
費用の分担のまとめ 担当者別積算サンプル			HC	38
受入高校のための 交換の手引き(解説)				39
来日学生 受入高等学校へのオリエンテーション			HC	40
ホストクラブ・ホストファミリーのための交換の手引き【資料編】			HC	43
クラブの参加資格認定:覚書(MOU)			HC	44
クラブカウンセラー登録			HC	48
ボランティア誓約書			HC	49
授業料免除のお願い ※必要に応じて地区事務局へ要請してください			HC	51
授業料免除のお願い(添付参考資料)			HC	52
派遣学生(OBS)用書類の書き方			HC	53
来日学生(IBS)用書類の書き方			HC	56
受入学生(IBS)の移動届運用指針			HC	59
クラブカウンセラー月例報告(ホストファミリー ⇒ クラブカウンセラー ⇒ 地区青少年交換委員会)	HF	HC		65
来日学生用保険案内			HC	66
JI 保険(旅行事故対策費用保険金請求書)			HC	79
ホストファミリーへの第1夜の質問集	HF	HC		81

交換学生諸君へ: 国際ロータリー第 2800 地区ガバナー

青少年交換プログラムの趣旨と概要

1972 年の RI(国際ロータリー)規定審議会において決議された国際青少年交換プログラムは、数ある国際奉仕活動のうちでも最も価値ある奉仕活動の一つであります。

この計画は、地区ガバナーの指導の下に地区委員会が進めるものでありますが、各クラブから推薦された候補者を地区委員会で選考し、選ばれた学生たちに留学の心得を指導し、交換先の地区委員会の指導の下に一定期間、外国のロータリアンの家庭でホストされ、その家族の一員として過ごし、現地の学校に通学してありのままの生活体験をし、その国の風習・習慣等を検分しながら、国際理解と国際親善を推進するものであります。即ち善意と国際理解のロータリー使節であります (**Rotary Ambassador of Goodwill and International Understanding**)。しかしこの奉仕活動には多くの困難と煩わしさを伴うことがありますが、それ以上に本人はもちろん、地域社会のためにもまたクラブにとっても計り知れない大きな成果を上げることができる奉仕活動です

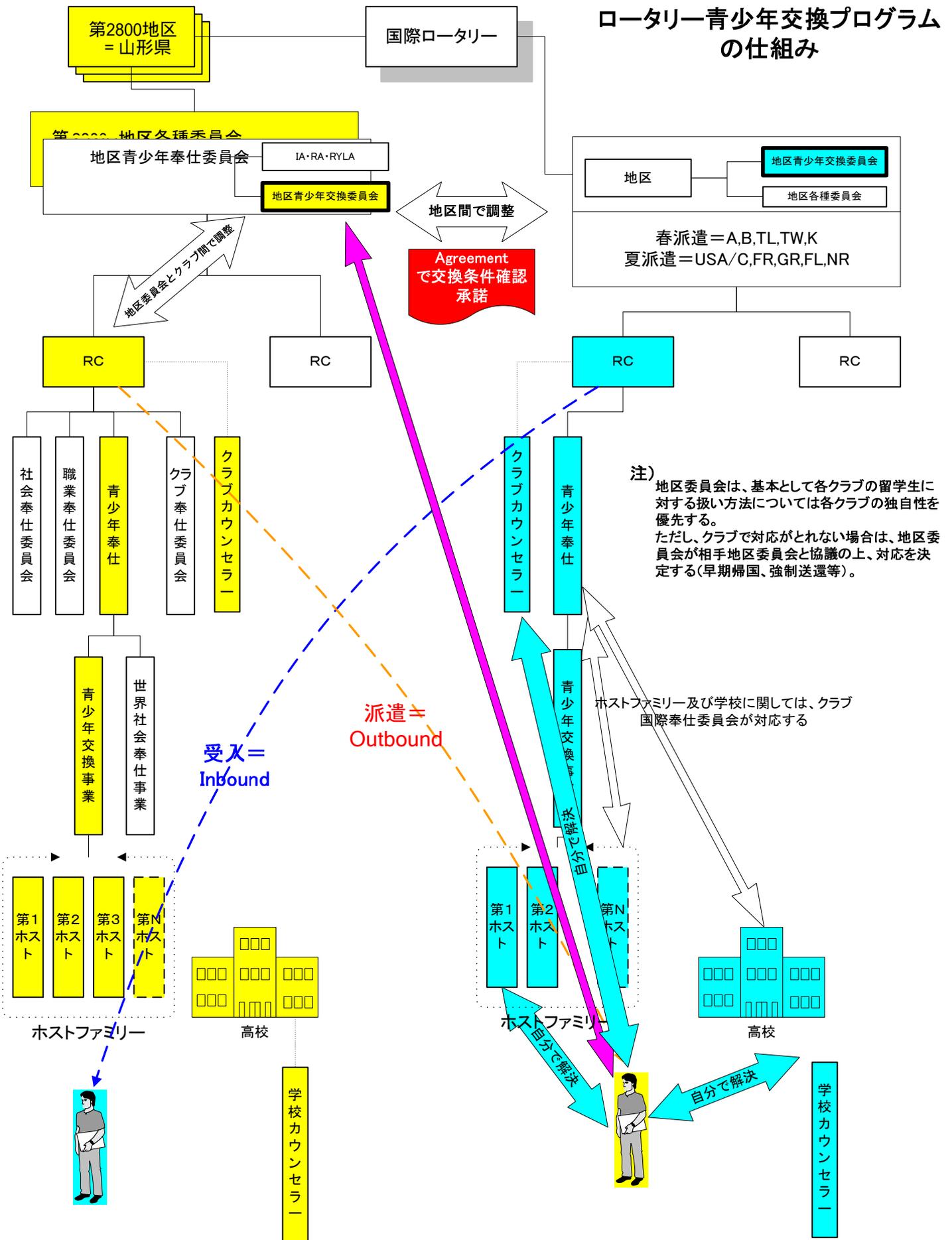
ガバナーメッセージ

It is a great pleasure for us to welcome you as an exchange student (Koukangakusei) to our District 2800. The youth Exchange Program is one of the most important and meaningful project of Rotary. It is a project in which we take great pride , as we feel it is a major step in furthering friendship and mutual understanding among the people of the world. You are coming to our District 2760 which is located just in the center of the mainland of Honshu , Japan. It is an area particularly rich in the traditional values of Japanese society and holds a wealth of information and culture for you to experience and absorb. It will be a completely new and different experience form any you have so far. Your host Club and District Committee are here to help you over the early rough spots and to try to make this year one of the most profitable and enjoyable experiences of your life. The District Committee and your host Club put a great deal of effort into the Youth Exchange Program, but the eventual success or failure depends, to a large extent, on your effort and cooperation. Through years of experience we have drawn up certain criteria and norms that we ask you to follow closely. They are for your sake first and foremost, and to insure the smooth operation of the program as a whole.

[Welcome Message from Our District \(RID2800\) Governor](#)

交換の仕組み

ロータリー青少年交換プログラムの仕組み



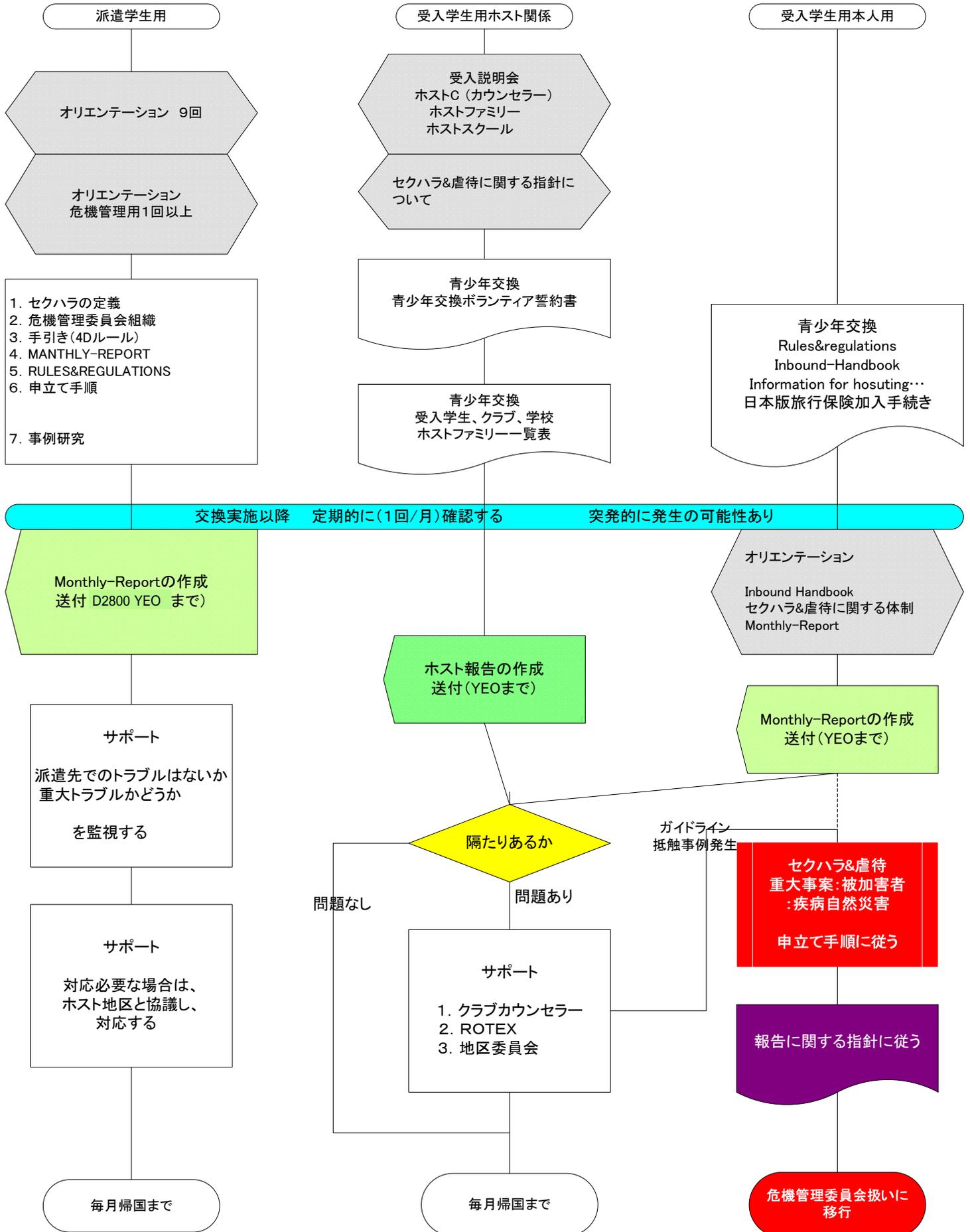
学生の基本姿勢について

1. 学生は、日常的な問題に関しては、できるだけ自分で解決をする。
2. そのために、学校に関しては、スクールカウンセラーを活用する。
3. 家庭及び、その他の生活に関しては、ホストファミリーと相談し、それが難しい問題の場合は、クラブカウンセラーに相談し、解決を図る。
4. クラブカウンセラーは学生が例会出席時に、生活の状況を把握し、問題が発生しないよう、注意をする。

5. いろいろな相手に相談をしても解決できないと自分が判断したら、なるべく早く（早期に）日本の青少年交換委員会へ連絡する。

交換開始にあたって

募集及び選考試験の実施・交換先の決定(スポンサー側として)
交換地区と『Agreement・・・』を取り交わし、交換先との条件等の決定



交換の手引き(解説)

ロータリークラブとは（目的・歴史・仕組など）

1. ロータリークラブの目的

社会生活における人間の幸福は、他人への思いやりと助け合いにあるとするロータリーでは、国際奉仕、社会奉仕、職業奉仕、青少年奉仕、クラブ奉仕（ロータリークラブの会務関係の奉仕）の5部門を設け各自の職業を通じて『奉仕の理想』を推進することを目的としており、そのためには、

- ・ 広く知己を求めて奉仕の機会を多く持つ
- ・ 各自の職業に誇りをもってその道德基準を高める
- ・ 公私の別なく奉仕の理想を実行する
- ・ 国際的にも理解と友情を広め、かつ深める

という4つの道をひらき、各自の行動を、

- ・ 真実かどうか
- ・ みんなに公平か
- ・ 好意と友情を深めるか
- ・ みんなのためになるかどうか

という『4つのテスト』に照らして奉仕活動の実行に努めています。

『奉仕の理想』の考え方は、次の二つのモットーによってよく現わされています。

- ・ 『超我の奉仕』
- ・ 『最もよく奉仕するもの、最もよく報われる』

2. ロータリークラブの誕生とその成長

1905年アメリカのシカゴにおいて青年弁護士ポール・ハリスが3人の友人と語らって2月23日に第1回会合を開いたのがロータリークラブの誕生です。

その後世界中にクラブが誕生し、2016年3月現在 200以上の国と地域に広がり、35,247クラブ、1,235,100人の会員を抱えた、世界最大の奉仕団体です。

3. ロータリークラブの名称

ロータリーとは創立当初、会員が持ち回りで順番に集会を各自の事務所で開いたことから名づけられました。ぐるぐる回るといふ意味の「ロータリー」です。

4. 国際ロータリー

各国にあるそれぞれ個々のロータリークラブをメンバーとして、国際ロータリーが組織・運営されています。国際ロータリーの最近の主要事業としては、地球上からポリオやその他の伝染病をなくすため、約2億4千万ドルを拠出し、全世界の児童の予防接種を進めています。近い将来ポリオはこの地球から姿を消すと期待されています。また、ロータリー財団等で世界有数の国際奨学金事業をも展開しています。

5. 日本のロータリー

1920年（大正9年）10月20日、当時三井銀行の重役であった米山梅吉氏が、初めて東京に「東京ロータリークラブ」を設立し、翌大正10年4月1日に世界で855番目のクラブとして加盟承認されました。現在は北海道から沖縄（テリトリーとしてはグアム、サイパン、も含めて）2016年4月現在 2,269クラブ、会員数 89,141人が所属しています。日本のロータリーは日本独特の「財団法人 ロータリー米山記念奨学金」を設立し、日本で勉強する外国人留学生の支援を行っています。

6. ロータリアン

ロータリークラブの会員を『ロータリアン』と呼びます。会員は地域を構成する職業分類の中で、『奉仕の理想』の実現に燃える堅実な実業家、専門職業人または地域からの信望が厚い人々でかつ、職業的偏りが生まれないようにバランスよく選ばれ・推薦された人によりロータリークラブが構成されます。

7. 地区(DISTRICT)

複数のロータリークラブが集まって地区を形成します。世界には2015年7月現在 535の地区が存在し、日本では34地区で成り立っています。

7.1 ガバナー（パスト・エレクト・ノミニー）

それぞれのロータリー地区でのすべての活動の運営を監督するために選ばれたロータリアン。パスト（前・元）、エレクト（次）、

ノミニー（次々）等のガバナーがいます。ロータリーは基本として単年度主義であり、1年ごとにその任を交代します（クラブ役員も同様）。

7.2 クラブ会長・幹事・青少年奉仕委員長

国際ロータリーを構成する基本単位であるロータリークラブの当該年度の役員。会長はクラブの活動運営を監督する最高位のロータリアン、幹事はクラブ運営の執行責任者、青少年奉仕委員長は青少年交換プログラムを受け持つ各ロータリークラブの担当委員会での委員長。

7.3 カウンセラー

学生（特に青少年交換学生）に対して一人のロータリアンがカウンセラーとして付きます。

カウンセラーは基本としてロータリー年度（毎年7月1日に始まり6月30日に終わる：しばしば該当の年度の国際ロータリー会長名、または地区ガバナー名が当てられることもある）にこだわらず、学生が選考から派遣／受入、交換終了までの複数年度にまたがって選任されることを推奨しています。

8. 地区青少年交換委員会

地区には、青少年交換プログラムを推進、広報、運営するために『地区青少年交換委員会』が設置されています。（以下、このマニュアルでは地区委員会と呼びます。）

地区委員会は海外地区委員会との連絡や、オリエンテーション等を実施します。

9. スポンサーロータリークラブ

派遣学生として推薦してくれるロータリークラブを、スポンサーロータリークラブ又はスポンサークラブと言います。

10. ホストロータリークラブ

来日学生を受け入れて、世話してくれるロータリークラブを、ホストロータリークラブ又はホストクラブと言います。

11. ロータリー年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終了する1カ年を意味し、該当ガバナーの名前を取り、（ガバナー名）年度と呼ばれます。あるいは、国際ロータリー会長名を冠してXXX（会長名）年度とも表現されます。

青少年交換プログラム概要

1. 青少年交換プログラムの趣旨と概要

1972年のRI（国際ロータリー）規定審議会において決議された国際青少年交換プログラムは、数ある青少年奉仕活動のうちでも最も価値ある奉仕活動の一つであります。

この計画は、地区ガバナーの指導の下に地区委員会が進めるものでありますが、各クラブから推薦された候補者を地区委員会で選考し、選ばれた学生たちに留学の心得を指導し、交換先の地区委員会の指導の下に一定期間、外国のロータリアンの家庭でホストされ、その家族の一員として過ごし、現地の学校に通学してありのままの生活体験をし、その国の風習・習慣等を検分しながら、国際理解と国際親善を推進するものであります。即ち善意と国際理解のロータリー使節であります（Rotary Ambassador of Goodwill and International Understanding）。しかしこの奉仕活動には多くの困難と煩わしさを伴うことがあります。それ以上に本人はもちろん、地域社会のためにもまたクラブにとっても計り知れない大きな成果を上げることができる奉仕活動です。

2. 青少年交換プログラムの誕生とその成長

1905年に米国シカゴに誕生したロータリークラブは、その創立当初から我々の次の時代を担う新世代（青少年）育成プログラムに注目してきました。障害児童のための支援プログラムや、読書ができない子供たちに教育のための奉仕プログラムを実施してきました。また、発足当時は少年刑務所の受刑者の大半が青少年であったという現状から、ロータリアンこそ青少年を正しい方向に導くべきであるという願望と、それを実現できる力があることを認識していました。

ロータリーにはインターアクト（1962年誕生、12歳から18歳）、ローターアクト（1968年誕生、18歳から30歳）、ライラ（1959年誕生、RYLA）など新世代を育成するためのプログラムが多く存在し、その一つに青少年交換プログラムがあります。

青少年交換プログラムは1929年、米国とデンマーク・コペンハーゲンのロータリアンの子供たちの交換から始まり、現在は150か国以上、8,000名以上の交換が行われています。また、日本においても50か国以上、200名弱の学生が世界に留学しています。

3. 青少年交換委員会の役割と組織

地区青少年交換委員会の目的は、地区ガバナーの監督・管理の下にあって、地区内クラブが取り組む青少年交換プログラムを成功裏に導くため、できる限り支援をすることにあります。

地区ガバナーは、毎年青少年交換委員長及び委員を委嘱して委員会を構成し、青少年交換委員長は必要に応じて委員の業務分担を決めます。この業務分担は各地区（各国）で管理範囲が大きく異なることがありますので、それぞれ確認してください。委員会は定期的に会合を開く他、必要のある時は随時委員会を開催します。また、必要に応じガバナーおよびガバナーエレクトなどの関係者が出席します。

なお、ガバナーノミニニーは該当年度の間、青少年交換の委員となることが決められています。

4. 青少年交換プログラムの目的と原則

①このプログラムは地区ガバナーの指導の下に、地区対地区の交換を原則として、クラブ対クラブ、クラブ対地区が協力して行う青少年奉仕・国際奉仕における青少年交換事業であり、国際理解と親善の促進に努めます。

②交換学生は外国で決められた期間（短期または1か年の長期の2種類）正規の学校に入学して勉強することになっています。

③このプログラムは誕生の経緯からみて、数あるロータリー奉仕プログラムで唯一、ロータリアンの子弟が参加できるロータリープログラムです。ただし、同時に学生を派遣するのは地域社会の青少年に対する奉仕でもありますので、ロータリアンの子弟でない者もロータリアンの子弟と同じように扱うことになっています。

④成功の秘訣は、(1) 計画を綿密にする (2) 学生をよく選ぶ (3) オリエンテーションを十分行うことです。

5. 青少年交換プログラムの条件

①該当地区内のロータリークラブの推薦が得られること。ただし、委員会が斡旋する場合がありますが、最終的には推薦が必要です（スポンサーロータリークラブ）。

②日本国籍を有する志操正しく健康闊達な高校生（応募時点で中学でも可）で、出発時の年齢が15才～18才の者。

③学年成績が1/2以内の者で、語学の習得に積極的な者。

④該当地区内の学校に在籍する者。

⑤渡航費用、衣服、保険、小遣い、その他の費用を負担する経済能力を有する家庭の子女（性別は問いません）。

⑥学校長の推薦および留年または休学の許可を得られる者。

⑦親（保護者）の承諾を得られる者。

ロータリークラブとしての条件

- ①本プログラムに参加するロータリークラブは【派遣】と同時に【受入】の責任を負います。
- ②【派遣】と【受入】は原則として同数とし、【受入】のみの参加も可能です。

6. 青少年交換プログラムの手続き

青少年交換プログラムの手続きは各地区の手続き要領に従ってください。

7. 危機管理について（詳細は別に解説しています）

- ①『青少年交換 虐待とハラスメント（嫌がらせ）予防に関する地区およびクラブの方針』、
『青少年交換 性的虐待およびハラスメントの申し立て 報告に関する指針』を十分に理解してください。
また、『国際ロータリーのゼロ容認方針』、『72時間ルール』（後述）（注）も日本の考えとは若干考え方に差異がありますので、
十分理解してください。
- ②このプログラムに参加するすべてのボランティア（危機管理の項目で後述）は、危機管理に関して十分な理解が必要です。『ボランティア誓約書』に登録すべきボランティアに対し、十分主旨説明を行い、署名をもらってください。
- ③ボランティア、ホストファミリー、クラブカウンセラー等の選考に関して、それぞれ審査に関与し危機管理の仕組みの理解や啓蒙活動に努めてください。
- ④危機管理委員会（名称は各地区で異なる場合があります）等からの青少年保護に関する啓蒙活動、研修等には必ず参加してください。

危機管理に関しては、別途詳細の説明があります（危機管理の項目を参照）。

8. 経費について（詳細は別項目『費用の分担について』を参照してください）

- ①経費に関しては、各地区で規定等ありますが、下記の事項は全国で統一されています。
交換学生の滞在費はホストクラブの負担となっています。このプログラムに参加すると決定されたらクラブ予算を計上してください。
- ②地区によってはホストクラブに対してホストクラブ補助金、ホストファミリー補助金が地区より支給される場合があります。
各地区の青少年交換委員会に確認してください。
- ③交換学生にはホストクラブから毎月定められた小遣いを支給することになっています。必ず毎月クラブ役員（通常は会長）から直接学生に渡してください。
- ④交換学生は本国からわざわざかですがお金を持参してきています。このお金は緊急の場合以外はなるべく使わせないようにしてください。

9. 保険に関して

来日学生は、日本の保険に加入することが受け入れ条件としています。加入手続き等に関しては、地区青少年交換委員会の指示に従ってください。また、日本においては、3か月以上滞在する外国人すべてに『国民健康保険』の加入を義務付けています。入国し（入国時に在留カードが発行されます）、ただちに居住地域（ホストクラブ）の市町村役所で住民基本台帳に登録し、国民健康保険加入手続きを来日後7日以内に行ってください。

注）国際ロータリーのゼロ容認方針・72時間ルールとは：

セクハラ等の被害を受けた学生からの届出（報告）があった場合、72時間以内に該当委員会（この場合、青少年奉仕のすべての委員会を対象）・地区危機管理委員会を経由し、地区ガバナーへの報告と同時に国際ロータリー事務局へ届けなければならない。また、報告があった場合は、直ちに加害者からの隔離を含め、被害学生の保護の措置を第1に講じなければならない。

その後、警察当局への通報も含め、該当委員会または/および当事者等による事情聴取などの手段により、事実関係の真偽を問う（確認する）段階に進むように決められています。

もし、被害学生からの報告が虚偽であった場合、国際ロータリー事務局へ届け出された報告は、届け出されたという事実も含め、なかったこととして処理されるという仕組みを、『国際ロータリーのゼロ容認方針』と呼びます。

ホスト（受入）ロータリークラブ 受入決定～事前準備（通常選考合格後翌4月までに）

1. 受入が決定したら提出する必要書類（来日学生のVISA取得のために；他資料を要求する場合があります）

来日学生の受入が決まりましたら次の書類を速やかに地区青少年交換委員会宛に提出して下さい。

受入クラブの会長と幹事の署名・捺印をお願いする書類

①ロータリー交換学生身許引受書（会長のみ署名）（HOSTING GUARANTEE FOR ROTARY EXCHANGE STUDENTS）

②保証書（会長と幹事の署名、学校のスタンプと校長の署名）（GUARANTEE FORM）

学校長の署名・学校印をお願いする書類

①保証書（GUARANTEE FORM）

②入学許可証明書（CERTIFICATE OF ADMISSION）

③相手地区により、航空運賃学生割引申請を作成する場合があります

上記資料が完成したのち、地区青少年交換委員長、地区ガバナー、ガバナー会議長のサインが必要となります。

すべてが整ってから、来日学生旅行保険加入の手続き要請、交換相手国への郵送→相手国の日本大使館での交換学生用1ヵ年就学VISAの発行→航空券購入の手続きがあり、来日日程から逆算して、上記資料の作成をお願いします。

地区委員より書類返送の日程についての指示がありますので、遵守してください。

その他必要書類として

①クラブ覚書（MOU）

②カウンセラー登録願

③ボランティア誓約書：クラブ会長、幹事、カウンセラー、青少年交換委員、全ホストファミリーの代表者など

※地区委員会より提示しますので、記入して『YESシステム』へアップロードをお願いします。

2. 受入学校の選定、引受依頼

来日学生の通学の便を考え受入学校の候補を選定して下さい。

クラブカウンセラーと、必要の場合は地区委員と共に学校を訪れ、学校に受入を承認して頂きます。

その際、ロータリークラブより学校側へ、次の諸点に留意のうえ、説明して下さい。

①来日学生を受け入れて頂くことにより、在校生は来日学生を通してその本国の文化・歴史・生活・習慣・言語・物事の見え方等を勉強し、またお互いに影響しあうことで国際親善、国際理解を深め、友好の輪を広げる事となり、これは貴校ばかりではなく、ロータリーとしても青少年奉仕、国際奉仕を推進する事となる極めて重要なプログラムであること。

②高校における教育活動を優先させる為に常に学校との連絡は密接に保つこと。

③一年間（未満）に限っての留学であること。

④当該学生にかかる入学金、授業料等の費用負担のあり方について、地区予算の節減の意味から、入学金や授業料の免除を認めて頂くように、学校側と交渉願います。また、その他教材費、制服、体操着、通学費、そして修学旅行の費用等について学校の担当者と事前に打ち合わせを行っていただきます。

⑤地区青少年交換委員会主催のオリエンテーションを始めとするロータリーとしての必要な行事等について説明し、それら行事への学生の参加にご理解とご協力を頂き、場合によっては早退や、欠席を認めて頂くことがあり得ること。

⑥原則として来日学生は3～4のホストファミリー間を移動すること。

⑦学校内で友人を作るためにクラブ活動への来日学生の参加を認めて頂きたいこと。

⑧入学学年に関しては学校側にお任せしますが、出来れば修学旅行に参加できる学年に編入させてください。

来日学生の中には、その年の6月に高校を卒業してからくる学生もいますが、その場合は2年生に入学させ、3年生に進級させて帰国という方法が一番いいようです。

学校関係者にあえて『ボランティア誓約書』を取る必要はありません。学校の体制として青少年保護を行うことが義務付けられているからです。ただし、学校関係者でもホストファミリーになる場合は、必要になります。

3. ホストクラブの受入体制づくり

□各受入クラブの担当委員会を決定してください。通常は青少年交換委員会であり、その親委員会である青少年奉仕委員会がなることが一般的です。

□クラブカウンセラーを決定してください。クラブカウンセラーの詳細に関しては別項目を参照してください。

□ホストファミリーを選任してください。

ホストファミリーは通常、1年交換の場合は3から4家族が望ましい。同じく、ホストファミリーを1家庭で一年を過ごすことは認められていません。よって、1ホストファミリーで3から4か月受け持つことを推奨します。特に来日から半年くらいの期間では、頻繁なホストチェンジは学生を不安定にしてしまいますので配慮をお願いします。

ホストファミリーは必ず1か所はロータリアンの家庭も含めて下さい。

□重要！ ホストファミリーは必ず『ボランティア誓約書』で、身元保証人により認定された方を選定してください。

詳細に関しては、RIからの認定基準に沿った内容（危機管理ハンドブックのガイドライン資料参照）を確認してください。

□この交換プログラムは一部該当委員会とホストファミリーだけのプログラムではありません。ホストクラブになられた全員のロータリアンが関与すべきプログラムです。十分、クラブ内で関心を持ってもらうよう体制作りをお願いします。

4. クラブにおける担当ロータリアンの役割（クラブカウンセラーと青少年交換委員会とで分担調整を行ってください）

□このプログラムの実質責任者でありクラブを代表して地区青少年交換委員会との窓口となる。

□派遣(候補)学生に対しては、スポンサークラブを代表して、世話役を務める。

□その期間は、派遣学生が候補生に選ばれてから派遣されるまでの準備期間、派遣先に滞在する期間、そして帰国の後その任が解かれるまでとします。よって、ロータリー年度をまたがる場合が大半ですので、複数年度の就任をお願いいたします。

□来日学生に対して、ホストファミリー、受け入れ高等学校、クラブとの連絡調整役を務めてください。

□ホストファミリー、受け入れ高等学校へのアドバイスを行います。

□来日学生への日常的な日本での生活指導と、悩みごとへのサポート。

□来日学生、ホストファミリー（地区によりホストクラブの）月例報告をとりまとめて地区委員会に提出してください。

□来日学生の到着時・帰国時の諸手続きを支援する。

5. 関係者との事前打ち合わせ、および事前調査

□ホストファミリーを含めた、選定するボランティアに関しては、書類選考ではなく、直接の訪問・面談により、その人となりを確認するよう、お願いいたします。

□また、定期的にボランティアと面談し、その時その時のそれぞれ（学生およびボランティア）の状況把握、状況確認をお願いします。トラブル等の『芽』を早期に摘むことができる重要な作業であると理解してください。

□（地区青少年交換委員会・危機管理委員会からのオリエンテーション）地区委員より、来日する前にホストクラブになられた担当委員長、クラブカウンセラー、ホストファミリーを対象に、十分なオリエンテーションを開催いたします。担当委員会、クラブカウンセラー、少なくとも第1ホストファミリーの方は必ず出席してください。

□（クラブ青少年交換委員会からクラブメンバー・ホストファミリーに対するオリエンテーション）その内容に基づいて、全クラブメンバーに対するオリエンテーション、ホストファミリーの予定者を含む全員を対象とした、クラブとホストファミリーとの留意点などを、クラブ主催で開催してください。

□ホストファミリー引継ぎ会を定期的に（特にホストチェンジする少し前に）行って、ホストファミリー間格差の出ないように留意してください。

□ホストクラブ、ホスト学校、来日学生及びホストファミリーの登録を地区委員にしてください。そのための書類がありますので、ホスト変更のあった場合も含めて、常に学生の居場所の状況が地区委員会で分かるように報告してください。

緊急時に学生の所在把握が必要となりますので、よろしくお願いいたします。

6. 来日学生とのメールでの連絡とホストファミリーの周知

□来日学生の氏名・住所が分かり次第、メール（英語）で連絡をとってください。来日予定学生は、滞在予定地の気候や学校のこと、ホストファミリーのことなどを知りたがっています。

□最初のホストファミリー・カウンセラーの住所・氏名を知らせて、メールで連絡をとるように勧めてください。

□来日後は、各ホストファミリーの滞在期間を予め決定し、来日学生にも次のホストファミリーへの移動日は、少なくとも数週間前には知らせるようにしてください。

クラブカウンセラーの選任と任務 ～ 日常的に学生をサポートする方

1. カウンセラーの選任

□地区青少年交換委員会（以下、地区委員会）はホストクラブに会員の中より来日学生のカウンセラーの選任を要請します。
□カウンセラーの選任に当たっては「3. のカウンセラーの任務」を考えて選任して下さい。クラブ青少年関連委員（以下、クラブ委員）と兼任しても結構です。但し、ホストファミリーとの兼任は原則として出来ませんが、やむを得ない場合はなるべく短期間になるように心がけてください。

□特別にクラブとしてカウンセラーの選任がされない場合は、クラブ委員長がその任を兼務してください。

□カウンセラーの選任に当たっては、豊富な人生経験と交換プログラムに対する認識は勿論必要ですが、学生に対し指導、指示するというよりはむしろ相手の立場を理解し、相手の話を良く聞き、相談相手として親身になってくれるような人の方が望ましい。

□カウンセラーは日常的に来日学生の状況把握を必要としていますので、英語に堪能なロータリアンで来日学生との直接の意思疎通ができる人が望ましい（ホスト家庭では、なるべく日本語で会話をすることを奨励していますので）。

2. カウンセラーとクラブ委員長との役割分担（以下、カウンセラーと表現した場合は、分担後のいずれかの方）

クラブ内で、クラブ委員長とカウンセラーの役割分担を決めてください。

通常は、プログラムに関連する各種手続き、学校および地区委員会との連携、クラブ内の他奉仕活動との連携などはクラブ委員長が、来日学生およびホストファミリーとの日常生活に直接関与する（サポートする）ことはカウンセラーとする場合が多いようです。

もちろん、明確な区切りを設けなくて、重複したサポートをされても構いませんが、地区委員会との窓口はクラブ委員長としてください。

3. カウンセラーの任務

カウンセラーは来日学生滞在中の家庭生活および学校生活全般の動静に常に注意を払って下さい。その際、生活や健康管理等について適切な指導を行い、あらゆる相談に応じ、このプログラムの円滑な推進を図って下さい。

クラブ委員会もカウンセラーと連携し、学生本人、ホストファミリー、高校の担当教員及び各委員会と常に連絡を密にし、トラブルを未然に防止するように努めてください。

□クラブ委員長は常に地区委員会と連絡を取り、もし苦情やトラブルがあった場合には直ちにこれらの対応策を協議し、それが重大化する以前にその解決に努めて下さい（必要なら危機管理委員会にも連絡、協議）。

□来日学生等の素行に関し、初期段階の『うわさ』程度の悪評だとしても、トラブル（万引きなどの犯罪行為を含め）が報告されたときは、決して隠すことなく地区委員会へ報告してください。

地区委員会は、危機管理委員会と連携し、『危機管理ハンドブック』の手順に従って対応します。

□カウンセラーはホストファミリーの受入れ状況を把握し、適当な助言をすると共に、適宜ホストファミリー会議を開いて、ホストファミリー間の情報の交換、意志の疎通等を図って下さい（会議の開催主管はクラブ委員会です）。

□クラブ委員長は来日学生の旅行等の許可を承認するとともに、特別事項の許可等は地区委員会と相談して下さい。

□クラブ委員長は次の報告書をそれぞれの方から入手して毎月10日までに地区委員会宛に送付して下さい。

- ・ホストファミリーからは「ホストファミリー月次報告書：受入学生ホスト報告」
- ・来日学生からは「来日学生月次報告書（Monthly Report）」
- ・カウンセラー自身からは、必要に応じて「カウンセラー報告書」

□クラブ委員長およびカウンセラーは受入れ学校及び担任教師と密に連絡を保ち、その教育状況を出来る限り把握すると共に、来日学生に対するクラブの行事、指導プログラム等に理解、協力を求め、適時に学校を訪問して相互の意思の疎通を図って下さい。

□クラブ委員長は受入学生到着時の公式書類の点検と確認

後述の『来日学生到着時の手続きについて』に従って、来日後なるべく早い段階で各手続きを完了してください。

□クラブにおける来日学生のこまごまとした用事はなるべくカウンセラーまたは、クラブ委員会が受け持ってください。

例えば、学校へのあいさつ、学校生活上の用具の準備、年間スケジュールの調整、などなどです。ホストファミリーの負担の軽減をするよう努めてください。

4. カウンセラーの任期

クラブカウンセラーの任期は、受入れ書類が届いて、あなたがカウンセラーに任命されたとき始まり、来日学生が帰国したときに終わります(ロータリー年度ではありません)。よって、ほとんどの場合、複数年度にまたがって就任していただきます。

5. カウンセラー会議

地区委員会では、クラブカウンセラーの会議(学校、ホストクラブ・ホストファミリー、カウンセラーとの三者懇談会など)を適宜開催します。これは青少年交換プログラムの成功のための重要な打合せ会議であり、必ず出席しなければなりません。

6. その他

□青少年交換はクラブ対クラブの交換が基本ですので、地区委員会は**原則として**直接学生に連絡しません。

地区委員会行事等はクラブ委員会と他のクラブ委員会(国際奉仕、社会奉仕、理事会など)を円滑に連携させるために、各クラブの事務局を経由してクラブ委員会に連絡をします。必ず学生およびホストファミリーに連絡してください。

ただし、緊急時および危機対応時にはこの限りではありません。すみやかにホストファミリー等、関係者に連絡をお願いいたします。

7. 緊急連絡先の周知徹底(個人情報の関係者間での公開に関してのお願い)

クラブカウンセラーおよびクラブ委員長は、地区委員会にその連絡先を登録しますが、緊急の場合に24時間対応できる連絡先(電話番号)を明記してください。また、緊急時のために、ホストファミリー、高等学校の担当教員等の関係者にクラブカウンセラー及び地区委員会・地区危機管理委員会の緊急連絡先を配布します。

個人情報に関連するものですが、主旨を理解していただき、了承をお願いします。

8. 緊急事態発生の場合

クラブカウンセラーおよび/またはクラブ委員会は、来日学生やそのホストファミリーに緊急事態が発生した場合、直ちに地区委員会担当委員、および/または危機管理委員会に連絡をし、地区委員と協力して対処します。

その場合、海外との緊急連絡は、地区委員会の担当を通じて行います。

1. 重大な病気やケガは、すみやかに地区委員会担当委員に連絡してください。
2. 深夜でも連絡してください。
3. 誰が連絡してもかまいません。
4. 国際ロータリーのゼロ容認方針に従って対応をしてください。
5. 被害者の救援(加害者からの隔離も含む)を第1優先に対応してください

発生事案が『些細でかつ軽微な事案』であると判断できる以外で、報告するかどうか迷った場合は

基本として緊急事態が発生した場合、報告是非をクラブ内で判断せずに、直ちに

危機管理委員会 および 地区委員会(緊急連絡網を参照)に連絡してください。

重要性の判定やそれ以降の報告及び対応の範囲など、危機管理委員会が判断し、対処します

受入時空港で一出迎え時のチェックポイント/地区委員会がチェックする

1. 来日学生が確定したら

- ホストRCの会長、幹事、カウンセラーになるべく正確に情報を転送します
- 特に、第一ホストファミリーに連絡を取ってもらうように確認する（ホストRCから）
- 来日学生で問題になりそうなところを確認しておいてください
 - a. 宗教上のこと
 - b. 食事制限のこと（食物アレルギー/宗教上の制限/ベジタリアン/特に嫌いで食べられないもの）
 - c. 薬物に対するアレルギー体質、虫等に対するアレルギー体質はあるか
 - d. 既往症と状況 など
- 旅程を確認し（いつ、どこに、何時に）、ホストRCから第一ホストまで、情報を流します
- 最終旅程が確定され、ホストRCの出迎予定に対する確認がとれたら、派遣先委員長宛に旅程承諾の確認メールを入れる。

2. 来日が迫ってきたら

- 受入説明会を開催し、受入に関する留意点等を説明、受け入れ態勢を整備してもらう
- 受入説明会に関しては、受入実施の1ヶ月前頃までには開催する

3. 受入当日

- 目立つプラカードを用意してもらってください。出迎えを明示し、到着ロビーですぐ判るように準備してもらいます。
- プラカードは帰国の時にとってもいい記念になりますので、帰国時にプレゼントしてください、と指導してください。
- 飛行機は予定が大幅に変更となる可能性もありますので、必ず航空会社に到着の確認をして、余裕を持って行動してください。
- 特に、早くなるときに注意してください。
- 到着から入国手続き終了、到着ロビーに出てくるまでは、通常より時間がかかります。その旨、出迎えの関係者に伝えてください。

4. 到着時のチェック項目

①VISAに関して

- ・有効期限（台湾、韓国等ではVISAを延長する必要がある可能性があります）
- ・マルチかシングルか（そのVISAで出国後再入国できるかどうか：海外修学旅行で問題となる）
- ・**VISAのコピー**（傷害保険申請で必要になる可能性がありますので、ホストRCにコピーを頼んでください）

②航空券に関して

- ・1年オープンの航空券であるか
- ・有効期限
- ・帰国のルートは適正かどうか

③パスポートNo.のあるページのコピー（傷害保険申請で必要ですので、コピーを頼んでください）

④本国で加入した外国の持参保険がある場合は、その証書と約款を確認してください。

RIJYEM指定の日本版保険に加入してきた学生に関しては、空港でのチェックは不要です（カード決済する時点で学生の保険加入状況が把握できます）。

ただしRIJYEMの指定保険に関しては、来日学生の保護者が署名した『死亡受取人』と『保険金請求保護者同意書』が必要です。来日学生より受け取りクラブにて保管してください。

- 5. オリエンテーション等出席義務のあるスケジュールが近々にある場合、連絡、確認する。
- 6. 当日は、長距離移動しており、また緊張していますので、十分休養をとらせてください。

来日学生到着時の手続き

□受入学生到着時の公式書類の点検と確認

パスポート、ビザ、帰国用航空券と旅程表、および入国時空港等で発行される在留カードを確認してください。

□外国人登録は入管法改正で入国時空港の入国審査時に在留カードが発行されます。住民登録は来日後7日以内に所轄の市役所（区役所）に、パスポートと在留カード等（詳細は該当市役所等にお問い合わせください）を持参し発給を求めます。手続きがすべて完了したら、パスポートはクラブで責任を持って保管し、来日学生には常に在留カードを携帯するよう指導してください。

□市役所で国民健康保険加入の手続きをとって下さい。

この手続きは、来日学生の日本における『保険』を総合的に担保するために、**できる限り早急に行ってください。**

国民健康保険加入手続きに関しては、加入者、被保険者ともに本人になります。役所からの請求は加入者に請求されますが、ホストクラブが負担してください。留学期間1年間以内の学生でも、国民健康保険加入は義務化されています。また、来日学生本人に『所得なし』と申告すれば、保険料が安くなります。

□緊急用持参金および地区で指定された経費の自己負担金を確認し、必要なら徴収、保管します。緊急用持参金は留学期間内に掛かった費用があれば清算し、残金を帰国直前に本人に返金してください。

また、この緊急用持参金に関しては、出来るだけその主旨に沿った使用方法とするために、携帯電話通信料など日常的な費用として設定しないようにお願いします。あくまで緊急用資金です。

□来日後、速やかに来日学生が本国出国時に加入した傷害保険証（RIJYEMで指定の保険）の提示を求め、来日学生の保護者が署名した『死亡受取人』と『保険金請求保護者同意書』を受け取りクラブで保管してください。このRIJYEMで指定の保険は、来日学生に対し最も確実に安全な保険として設計されています。

来日学生の入出国に伴う手続きについて

研修部門委員 倉茂 章(D2560)

1、 在留カードの登録（基本は本人が行います）

長期交換の来日学生は成田、羽田、中部、関西空港に到着する場合は、原則として入国審査時に、上陸許可に伴って「在留カード」が交付されます。その他の空港より入国する場合、住民登録の後、登録された住所に「在留カード」が郵送されます。

*在留カードは法律により、携帯・提示義務があります。必ず携帯させて下さい。

*在留カードの番号は必ず手帳などに控えておきましょう。万が一、カードを紛失しても番号を控えておくことで速やかに再発行の手続きを受けることが出来ます。

2、 住民登録（一人世帯として登録）、国民健康保険加入

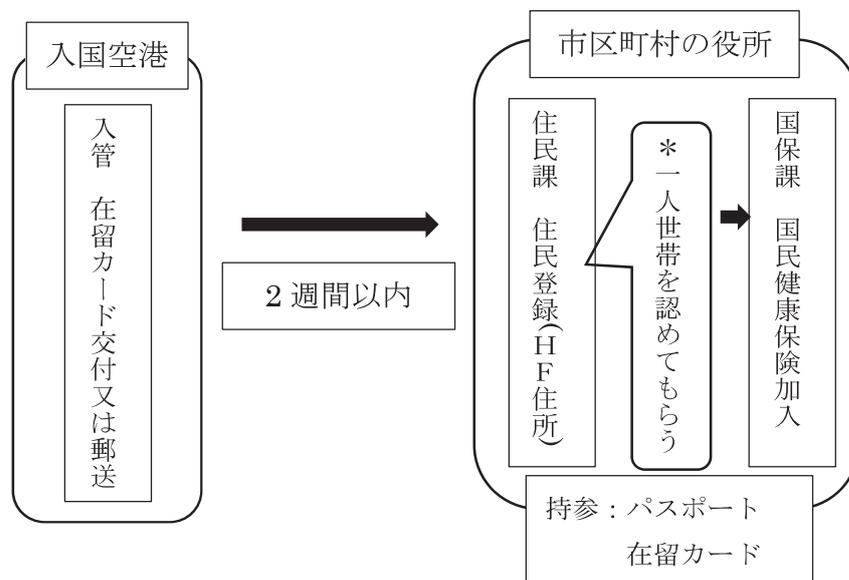
来日学生は、来日してから 2週間以内に、自分が居住する市区町村の役所の窓口へ行き、住民登録の手続きをします。本人を伴いパスポート、空港で交付された場合は在留カードを持参して下さい。

先ず、役所の住民課に行き、来日学生がホストファミリー（HF）の住所に居住することを申請します。住民課が一人世帯と認めてくれるようであれば、ホストファミリーと同一世帯ではなく、来日学生を一人世帯として登録して下さい。次に行う国民健康保険加入に伴う保険料が安くなります。

住民登録が済んだら、国保課に行き国民健康保険に加入します。一人世帯の場合、来日学生は無収入のため最大7割の保険料減額が適応されることがあります。

*国保料は自治体によって違いがありますが、新潟県上越市の場合(H26.7調べ)、同一世帯の場合年額 27,500 円、一人世帯の場合年額 15,300 円となりました。

図 入国時手続きの流れ



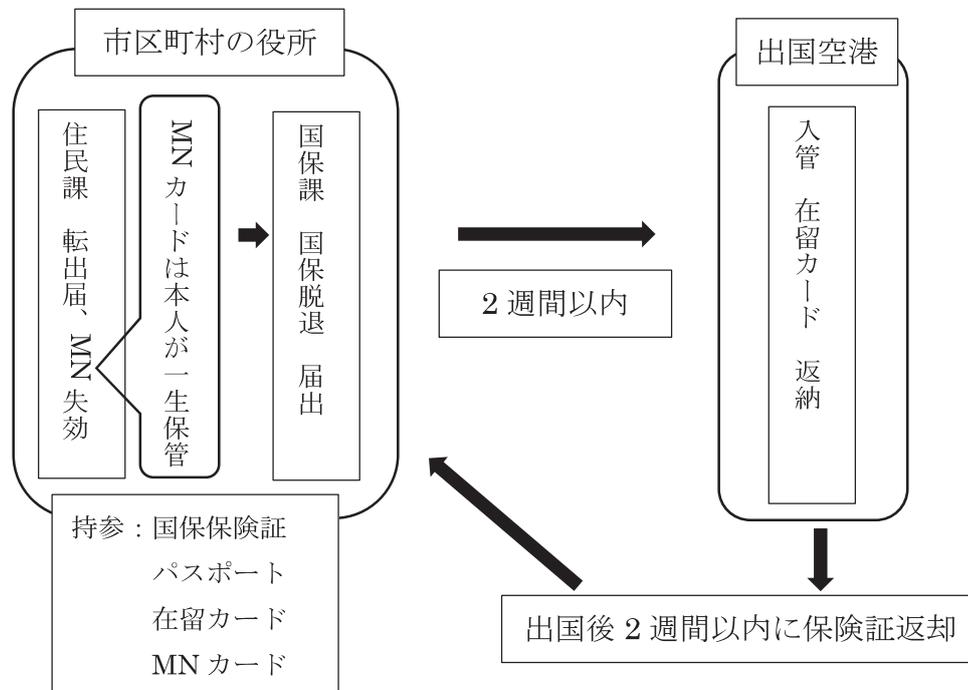
3、 出国に伴う転出届、国保脱退、マイナンバーの失効の届け出

来日学生が出国するにあたり、出国日の 2 週間以内 に市区町村の役所に転出届、国保脱退、マイナンバーの失効の手続きを行って下さい。また、国保保険証は出国後 2 週間以内 に市区町村の担当窓口に戻却して下さい。

H27 年 10 月より日本に住民票を持つすべての人にマイナンバーが交付されます。来日学生に交付されたマイナンバーは出国時に失効の手続きを市区町村の役所にて行って下さい。住民課に本人を同伴し住民票の転出手続きを行うことでマイナンバーは失効します。マイナンバーカードの裏側に失効印が押され本人に返却されます。来日学生はカードを保管して母国に持ち帰ります。このカードは日本への 3 か月以上の中長期滞在の再入国時に必要となりますから一生大切に保管する ように伝えて下さい。役所へ持参するものは、在留カード、パスポート、国保保険証、マイナンバーカード (MN カード)、です。

*内閣府に問い合わせたところ無断で MN カードを国外に持ち出し、また、紛失したとしても今のところ罰則規定はないそうです。ただし、悪用される危険性がありますのでその取扱いについては厳重に行うよう指導して下さい。

図 出国時手続きの流れ



交換学生を受入れてから ～おおよそ 1週間から1ヵ月以内で する事/確認する事

1. 受入れてから

- クラブ例会で報告し、受入れ学生を紹介して下さい。
- クラブ例会（毎月第1例会など毎に）には出席させるようにし、あらかじめ学校の了解を得ておいて下さい。
- 受入れ学生にクラブでスピーチをしたり、持参したスライドやビデオを映写する機会を与えてやって下さい。また例会出席毎に短いスピーチをする事により日本語の上達がよく分かります。
日本語がある程度話せるようになり、かつ、なるべく早い段階で自己紹介も含めた卓話の時間を与えてください。そのための資料等を用意して来ているはずですが。
- ウェルカム・パーティー（受入歓迎会）等を催す場合は、交換学生に相応しい内容で派手にならないようにしましょう。お世話になる受入高校の先生にも出席頂くのも一つの案です。
- 市役所又は区役所で住民基本台帳の登録手続きおよび国民健康保険加入手続きをなるべく早くしてください。在留カードは常時携帯させて下さい。注）在留カードはセントレアに到着の学生は入国時に発行されます。
- 受入れ学生のパスポート、帰国時の航空券、保険証等はホストクラブで確実に保管して下さい。
- 近隣クラブで交換学生を受入れている場合は、横の連絡を密にして、地区の方針に則り、あまり差異のないようにして下さい。クラブ間格差のないよう、この手引書を参考にして下さい。
- ホストクラブの委員は、入学する学校にホストファミリーの方と同行して、入学手続きをとり、必要な教科書、日本語習得のの本、制服等を用意してやって下さい。
- 受入れ学生に対し、クラブの委員及びカウンセラーは、一年間のおよそのスケジュールを説明しておいて下さい。
- 毎月小遣い¥10,000（地区で統一してあります）を例会で会長より直接学生にお渡し下さい。
- ホストファミリーに負担がかかり過ぎないように、事務的なことはすべてクラブで処理して下さい。
- 地区又はクラブの行事には努めて出席させて下さい。地区大会、オリエンテーション、交流会は出席が義務になっております。地区大会参加の登録料は免除されております。
- 受入れ学生に日本を多く知ってもらうために、旅行、見学等を年間計画に組み入れて下さい。しかし費用が多くかかったり、ホストファミリーに負担のかからないよう留意して下さい。
- 受入れ学生の健康状態には常に注意して下さい。
- 携帯電話に関して規定はありませんが、昨今の情勢から国内で使える携帯電話を持たせています。基本料金はクラブ負担となります。多額な費用の出費は避けるように強く指導してください。
- 部屋にこもって、インターネットやチャットをすることが最も家庭になつかない行為です。派遣国とは往々にして、12時間程度の時差があり、夜と昼の逆転現象が見受けられます。
クラブカウンセラーや担当ロータリアンはホストファミリーの間に立って、なるべく言いにくい部分を受け持ってください。
- 地区外の旅行に関してのルールを十分理解するよう、学生本人およびクラブメンバーに周知してください。
（別項目 『来日学生の県外移動（旅行）』を参照してください。国際ルールで厳しいものとして理解をお願いいたします）。

受入学生がホストクラブやホストファミリーの指導監督にそむき、交換学生の義務を守らなかったり、クラブの判断で処理できない状態が生じた時は、なるべく早く地区委員会に相談して下さい。
場合により強制的に早期に帰国させる事もあります（交換中止）。

ホストクラブとしての日常の対応

1. ホストファミリーへのオリエンテーション

(クラブでの受入説明会) 来日学生の来日前に出来るだけ留学期間の全ホストファミリーの順番等を含めて決定し、カウンセラーを含めてご夫婦そろって会合を持って下さい。

(クラブでのホストファミリー引継ぎ会) 来日後は、個人的な癖、また食物等の好き嫌いなど、引受けホストファミリーの連携をよくする為、数回のホストファミリーの奥様方を中心にした会合を持って下さい。お互いの不安も少なくなりますし、気楽に受け入れる下地が出来ると思います。奥様方の結びつきを強める事が成功のカギです。

もし必要なら、地区委員会委員をオリエンテーションに同席することを求めてください。

2. ホストファミリーをみんなで助けよう

ホストクラブによっては、ホストファミリーに任せきりで、ホストファミリーの負担が大きく、特に奥様のご苦労は大変なものになってしまいがちです。ホストクラブの会員の方々全員でもっと関心を持ち協力し合ったら、この奉仕に対し一層の励みと喜びを感じるようになるのではないのでしょうか。Aさんがホストファミリーのときに、「Bさんが今週末うちへ夕食に来なさい」と招いてくれる。また、Cさんが「夏休みにどこかの別荘へ連れて行ってあげよう」といったことができれば、その間にホストファミリーは息抜きが出来るわけです。

また、来日学生にとってもより多くの日本の家庭の実情を知る事ができることでしょう。

ホストクラブでは交換計画に対し、“私に何が出来るのか”のアンケート調査などをするとよいと思います。この場合先ず現在のホストファミリーのスケジュールを優先し無理のないよう、学生本人に話す前にホストファミリーと打合せをして下さい。

また、夏休みなど、長期の休校の期間中に多数のメンバーの協力が得られるなら、それを組み込んでのホストファミリーの引受期間を設定すれば両者にうまくいくと思います。

3. ロータリー行事への出席

□来日学生は原則として、毎月1回はホストクラブの例会に出席する事になっております。

例会出席など、ロータリーの公式行事は、最優先とし学校にもその旨を伝え、あらかじめ休校か早退などの措置を講じておいてください。例会出席の時は、3分間程度のスピーチの機会を与える様にして下さい。例会に招くことは、ホストクラブの会員に馴染ませ、またその学生の生活状況を知る為のものですから、多くの会員に関心を持って頂く様に仕向けて下さい。

例会出席時はなるべくカウンセラーに隣の席に座ってもらってください。日常的な困りごとなど話す機会を作ってください。

□来日学生の滞在中、地区青少年交換委員会の催すオリエンテーション、地区大会、地区行事、ホストクラブの行事等には出席が義務付けられています。特別の理由が無い限り、出席させて下さい。

□来日学生には、ロータリークラブの例会や様々な行事に参加しなければならない義務があります。

その場合は、事前にロータリークラブからホストファミリーおよび学校に対し、なるべく早めに連絡をしてください。

□ロータリークラブの例会以外の、他の団体で講演やスピーチを依頼される事があります。これらも来日学生にとっては、親善使節という意味でも大切な義務のひとつです。これら行事に関してはクラブカウンセラーと協議し、社会通念からかけ離れたものでなければ、できるだけ出席させて下さい。この場合、行事に出席する費用は、通常その主催者の負担とします。

4. 会員宅の訪問

□ホストファミリー以外の会員宅を訪問し、食事を共にするような企画をクラブ会員にお願いしてください。

ホストファミリーや会員の友人などを含めた会員家族を交えた国際交流会の開催などを企画してください。

このような企画はホストファミリーを育てることにもなります。

5. 地域社会への貢献

□ロータリー以外の会合や行事にも参加させることが、社会奉仕、青少年奉仕となり、来日学生の目的意識の高揚にも役立つものです。

□チャンスがあれば近隣の小・中学校を訪問し、来日学生の自国の紹介をさせることも検討してください。来日学生が、スライドやビデオ、写真等を準備していれば、それを活用させてください。そのときはホストファミリーに対しても学生へのサポートの依頼や時間的な調整も行ってください。

6. 月次報告書の提出 (Monthly Report)

下記のそれぞれの月次報告書を、来日学生の状況把握のため、前月の状況を記入した上でまとめて、毎月10日までに、クラブカウンセラーを通じて、地区青少年交換委員会に提出してください。

この月次報告書は、地区委員会が学生の状況を把握する唯一のもので、トラブルの芽を見つけ出すことにもつながります。表面的な報告書ではなく、本音で忌憚のない報告をお願いします。

(1) ホストファミリー

(2) クラブカウンセラー (必要な場合)

7. その他

□貴重品の保管

到着時から帰国時まで、パスポート、復路航空券、緊急時の持参金等の貴重品を紛失しないよう、クラブが責任を持って安全な場所に保管してください。

8. クラブ青少年交換委員長のホストファミリー宅への訪問

クラブ関係者 (青少年交換委員会、カウンセラー等) はホストファミリー宅へはなるべく1か月に一度の訪問を心がけてください。クラブ青少年交換委員長および、または クラブカウンセラーが直接ホストファミリー宅を訪問し、学生の状況、ホストファミリーとの関係など、雰囲気としての状況も含めて確認してください。

受け入れ準備から帰国まで～日常生活：ホストファミリーのためのマニュアル

ホストファミリーの基本姿勢

□交換学生を家族の一員として迎えます。決して、お客様扱いをしないようにお願いします。

来日学生にとって、皆様は『お父さん』であり、『お母さん』になります。

□一番必要なのは、来日学生を自分たちの子供として受入れる気持ちです。ホームステイの成功の秘訣は、愛情を持って接すること。しかし、余り神経質にならないことです。少々のは気にならぬでおくことです。

□来日当初は、言葉が不自由な事が多いので、第一ホストファミリーはできるだけホストファミリーなど、外国人と接した経験のある家庭が望ましい。ただし、日常の会話の中でこのプログラムの経験上、日常的に上手に英語を話す家庭では、日本語の習得が非常に遅れる傾向にあります。最初の数か月間の『日本語環境にさらす』ことがとても重要です。

逆に、英語が全くできない家庭ではかえって日本語の習得が早い傾向にあります。言葉が通じないことで、いろいろな面で問題になることは経験上、見受けられませんでした。そのかわり健康面にだけはしっかり注意を払ってやってください。

□『せっかく日本に来たのだから』と言って、過度に日本文化や日本食を勧めないようにしてください。

学生たちは、生まれてから10数年たつて今の人格を形成しています。ほんの数か月で『自分好みの』来日学生に育て上げようとすると、ギャップが生じ、ぎくしゃく感を生じることがあります。

学生の性格を十分尊重し、時に厳しく、時に温かく見守るように接してください。

昨日より今日は少しでも進歩が見受けられれば、感じる取ることができれば、それでいいのです。

交換期間中全く日本に興味を示さなくても、1年間の交換が終了し、再度日本に戻ってきたいと思わせることこそ、重要だと考えるくらい、長期的に見てやってください。

□家庭ではなるべく日本語で話すようにしてください。

来日学生は日本の文化や歴史、生活を学びに来ています。日本の高校生と友達になり、多くを得るためには、『日本語の習得』が必要です。家庭で英語等母国語を話す機会が多いとどうしても日本語の習得に遅れが生じる場合があります。過去、委員会でのような経験を持っています。できる限り日本語で通してください。言葉が通じなくて重大な病気になった学生は過去いません。

1. 日常としての家庭生活

□約束事、日程、時間などは、お互いにしっかり守るよう指導してください。

□生活様式や生活サイクルの違いを説明し、ある程度時間をかけて日本式に合うように指導してください。

□来日学生は原則として3~4ヶ月くらいでホストファミリーを移動するので、移動の時期や移動先について、本人に少なくとも2週間くらい前までに伝えてください（その時に不要になったものは処分するよう指導してください）。

□病気やケガには十分注意を払うとともに、薬や食事のアレルギーについても十分留意してください。

2. 交換学生の義務

□各家庭には、それぞれのルールがあると思います。来日学生は家族の一員ですから、当然ながら、そのルールを守らせてください。（ただし、宗教に関しては、強制しないでください。）

□自分の身の回りのことはもちろん、家事の手伝いなども積極的にさせてください。

そうすることによって、日本の習慣も理解できるようになります。

3. 到着時の第1夜のためのマニュアル

到着初日の意思疎通を図るために『ホストファミリーへの第1夜の質問集』を参考にして会話をしてください。足りない部分を付け足して、到着した時に家庭のルールとして教えて下さい。

4. 来日直後のストレス

来日直後は、ホームシックや習慣の違いに対する戸惑い、言葉が思うように通じない等、かなりのストレスが溜まります。こんな時は家族の愛情が必要です。暖かい雰囲気の中で包んであげてください。何でもすべて家族がやってあげるということではありません。決して甘やかすことではないので、注意してください。

5. 食事の保証

□三餐をホストファミリーの責任において与えてください。

学校での昼食の場合、弁当を持たせるか、そうでない場合は昼食代として一食につき **現金 500円** を渡してください。

6. 食事の内容

□ホストファミリーのお母さんが悩まれるのが、食事の内容です。特別な料理を考える必要はありません。普段通りの食事でお願

いします。(宗教上の理由で特定のものが食べられない場合がありますので、それには配慮をお願いいたします)

用意した日本食を食べないからと言って、過大に心配する必要はありません。

お腹がすけば、食べます。また、最初は食べられないものでも、やがてほとんどの日本食を食べようになり、『日本食大好き!』になります。

どうしても食事が合わない時がありますが、『冷蔵庫を自由に開ける権利と、その中にあるものはアルコール類を除き食べる権利』を最初に学生に与えておけば、よほどの拒食症でもなければ(その場合は速やかに地区委員会と相談してください)、健康を害することはありません。

7. 門限

門限を決めてください。地域・環境特性がありますので、学生の安全を第1優先として各家庭で設定しても構いません。

帰りが遅くなる場合は電話で必ず連絡をさせるようにします。

地区委員会では、**午後 9 時** と決めています(状況によりホストの家庭環境で変更は可能ですが、安全第1で)。

8. 地域の交通に関する情報

学校までの道順、自宅周辺の地理、交通機関の利用方法を教えてください。

9. 緊急災害時の対処

地震・火災等緊急時に備えて、避難場所・避難方法を教えておいてください。

また、外出先での緊急時の連絡先(自宅・クラブのカウンセラー等)を常に携帯させてください。

常に在留カードは、必ず持参させて下さい。(在留カードが未着の時はパスポートのコピーを持たせて下さい)

10. 病気やケガ

どんなに健康に自信がある生徒でも、気候、食物の違いなどでダウンすることもあります。

また、海外と日本の交通事情が違いますので、交通事故による怪我や、時には学校でのスポーツクラブ活動での怪我なども心配されます。

いずれの場合でも、ただちにロータリークラブの担当ロータリアン(カウンセラー)に報告・相談し、治療費は保険でカバーして下さい。(国民健康保険にも加入)。

11. ホームシック

ホームシックには、程度の差こそあれ、誰でも一度は必ずと言っていいほどかかります。

問題は、それを自分の気持ちの中で解決できるが否かです。ほとんどの子供たちはうまく処理しているようですが、もしそれが難しい場合は、皆さんの助けが必要になってきます。

話し相手になってあげることが一番効果があります。重症な場合は、ロータリークラブのカウンセラーに相談して下さい。(特に最初の3ヶ月は誰でも必ずホームシックにかかります)

特に最初のうちはホームシックが「ホストファミリーを拒否する」という形で現れる事があります。時間をかけて対応して下さい。

12. 日本語教育

日本をよく理解する上で、日本語を覚えることは大変重要なことです。ホストファミリーは、来日学生に日本語を教える先生でもあります。ただし、あまり重荷に感じないで下さい。毎日少しづつでもいいですから、正しい日本語を教えてあげて下さい。

13. 習い事

日本文化を知るための習い事、稽古事は本人の希望があれば習わせてください。

月謝等については、原則は本人持ちですがクラブ担当ロータリアン(カウンセラー)にもご相談ください。

14. 宗教について

毎週日曜日に教会に行くという子は最近は少なくなりましたが、どうしてもという場合は、宗派に合った教会を近所に見つけてあげてください。もし、わからない時は、クラブ担当ロータリアン(カウンセラー)を通じて地区委員会にも相談してください。

15. プライベートな時間

気を使いすぎて四六時中、側に付いている(監視している)というのは行き過ぎです。

時には本を読んだり、あるいは1人で散歩をしたりするような、プライベートタイムを大切にあげることも必要です。

16. スケジュールの調整

最初は何も判らなかつた彼らも、やがて自分の時間を作る余裕ができてきます。学校が休みの日には、自分自身で友達やROTEXと出かける約束をするようになります。ホストファミリーの皆さんが、せっかくだどこかに連れて行く計画を立てても、彼ら独自のスケジュールと重なる場合も出てきます。前もって、スケジュールの打ち合わせをしてください。

17. ロータリークラブの例会・講演会

□ロータリークラブの公式行事は全てに優先しますも(公式行事は原則として文章でホストファミリーに連絡されます)

□ロータリークラブの例会に出席することや、他の団体で講演することは、来日学生にとっては、親善使節という意味でも大切な義務のひとつです。例えば皆さんの親戚を招いてのミニ講演会、あるいは町内会、婦人会、子供会、近所の小中学校等、あらゆる団体で講演させる機会を与えてください。

18. 小遣い

来日学生本人には、月額1万円が小遣いとして支給されます。それ以上決して渡さないようにしてください(ホストファミリーとしての小遣いは全く不要です)。ホストファミリー間の扱いでのトラブルの原因になります。

19. 旅行のルール(県内での遊びに関しても記載してあります)

後述の『来日学生の県外移動(旅行)』の項目を参照してください。

20. 国際ルール(順守すべきルール)と禁止事項

後述の『国際ルール(順守すべきルール)』の項目を参照してください。

21. 来日学生とのトラブル

□来日学生とホストファミリーには『相性』があり、この相性が合わない場合もあります。

ホストファミリーを引き受けたから、絶対に最後までやらなければならないという決まりはありません。

難しいな、と思ったら遠慮せずにクラブ担当ロータリアン(カウンセラー)に相談してください。解決できない場合は、できるだけ速やかに別のホストファミリーに移す必要があります。

□その他、あらゆることの相談窓口は、ロータリークラブのクラブ担当ロータリアン(カウンセラー)です。あらゆる相談はこの「クラブ担当ロータリアン(カウンセラー)」に相談ください。

22. 経費の分担(詳細は別項を参照してください)

後述の『費用の分担について』の項目を参照してください

23. 帰国前の荷物発送

帰国が近くなりますと、荷物が山のように増えてきます。帰国1~2ヶ月位前迄になりましたら、船便で不要な荷物を発送させてください。費用は本人負担です。帰国時に持帰る荷物は機内持込みも含めて約30kg以下に必ずするように指導してください。

24. 保護者(両親)の訪日

「ホストクラブのための交換の手引き」の『保護者の訪問(来日学生)』の項目を参照してください。

【禁句】

日本での生活のあらゆる場面において、来日学生の生活を担保しているのは、そのホストファミリーです。学生はホストファミリー以外には生活を保障してくれる人はいません。それゆえ冗談でも口に出してはならない言葉があります。

①私(ホストファミリー)は、もうあなたをホストすることはできない。

②食事を食べないのなら、もうあなたのために作らないので勝手にしなさい。

③眠るところに関して、辛らつな言葉を使ってしまうこと。

学生の保護者(ホストファミリー)になる最低条件は、食事を満足に与えることができること、宿泊場所を提供できることと規定されています。この契約を反古にするような言動は、冗談でも避けるべきです。学生は過剰反応を起こす場合があります。

また、過度に自分の子供と比べるのも、お互いの感情を乖離させる大きな要因です。自分の子供は、何十年もかけて、今の状況になったのです。来日学生は日本に来て、あなたのとことろにお世話になって、まだ数か月しか経っていないのですから。

来日学生の県外移動（旅行）

【旅行：特に地区外への移動】に関して、国際ロータリーは厳しい規定を設けています。

1. 来日学生には、地区外への単独旅行または来日学生または友人だけの旅行は原則禁止しています。県外への旅行等に関しては、責任のとれる大人（ロータリアン、学校の先生、ホストファミリーの保護者など）の同行が必要です。

ロータリーの行事以外で地区外に出る場合は、地区委員会指定の地区外旅行の原則に基づき、『地区外（県外）移動届』でクラブ会長と青少年交換委員長の許可を得たのち、地区青少年交換委員会に提出しなければなりません。（提出方法：各クラブで『YES Sシステム』へアップロード）

地区委員会は、常時、学生の所在場所を知っておく義務を負っています。県外移動（旅行）のすべての行程に関して、責任の取れる大人の同行が必要です。例えば、新幹線での移動中、重大な自然災害が発生した時、対処できる日本の事情を熟知した大人の同行が求められているということです。

- 地区外への旅行（原則として泊りの旅行）は地区青少年交換委員会への届出が必要です。所定の用紙『地区外（県外）移動届』をクラブ会長と青少年交換委員長の許可を得たのち、地区青少年交換委員会へ提出してください。（提出方法：各クラブで『YES Sシステム』へアップロード）友達だけの泊りの旅行や海外旅行は原則として禁止されています。（修学旅行等で海外へ行く事がありますので、その都度相談し許可を取って下さい（基本的には本国の保護者の承認が必要です）。

2. 学生の旅行に関して、注意事項

特に、日本語習得もでき、日本での生活に慣れてきた段階で、また他クラブの来日学生と遊ぶ機会が増えてくると、危険な事態を想定することを軽視する傾向が強くなってきます（安全を過信する傾向）。

そのような状況で、他クラブの学生を誘っての県外移動（旅行）を計画する学生も増えてきます（他地区学生とは原則禁止）。

そこで、下記のようなルールを確認してください。

（地区委員会の正式事業以外での）県外移動に関して

1. 青少年交換プログラムは、ロータリークラブとしての正式プログラムです。

県内、県外いずれに学生がいようと、最終責任者は、ロータリー（クラブおよび地区）が負います。

特に県外に学生だけ（あるいは友達だけで）移動することは、規則として許していません。

必ず、『地区外（県外）移動届』をもって、責任の取れる大人と必ず同伴することをお願いします。

この条件（移動届の書式通りの条件）を満足しない場合は、県外移動を許可しません。

2. よって、基本として、複数クラブの学生がお互いに誘い合っただけの県外移動は禁止します。

複数クラブの学生の県外移動は、ホストクラブ間での合同企画の県外移動（旅行）のみ承認します。

3. それでもホストクラブが許可する場合は、他クラブで預かっている来日学生にも上記規則は相互に適用されますので、

来日学生がお互いに誘い合っただけ、片方の学生が責任ある同伴者と同行するとしても、もう一方の学生のホストクラブ、ホストファミリーの経費負担も含めたすべての面での承諾がない場合は、もう一方の学生の県外移動は許可できません。

よって、参加する複数の学生のホストクラブ、ホストファミリーのすべての許可がされていない状態では、企画した方は安易に同行許可の約束をしないようにお願いします（××ちゃんと一緒にいっていいよ？ いいよ。ということを安易に言わないように）。

その場合の県外移動（旅行）のための費用に関して

1. 県外移動（旅行）等でホストファミリーが企画して、学生を連れて行った場合は、ホストファミリーが負担すべきです。

が、学生が企画して、ホストファミリーに連れて行くよう要請をし、実行した場合は、学生負担で構いません（それで学生は納得します。過度に甘やかせる必要はありませんし、旅行等行事に関しては「運、不運」がある事を納得させてください）。

2. 他の来日学生を誘っての旅費等、すべての費用は、企画した側（クラブ/ホストファミリー等）が負担すべきです。

誘われた学生のホストクラブ/ホストファミリーは、独自の予算（予定）があります。誘われた側の学生が一緒に行きたいと言ったとしても、無条件にホストクラブ/ホストファミリーに費用請求をするべきではありません。

誘った側としての覚悟をお願いいたします。誘った以上、全経費は負担すべきです。

あるいは、他クラブ学生を連れて行くことを承諾する前に、負担してもらいたい経費等を誘った学生のクラブに確認してください（もちろん、「地区外（県外）移動届」も同様に、企画した方から、誘ったホストクラブへ提出してください）。

誘われたホストクラブが、費用的に、またはクラブ予定と勝ち合うとして同行させることを断ることも想定してください。

保護者の訪問（来日学生）

来日学生の親が、お礼を兼ねて来日する場合があります。また、親と一緒に京都などへ観光旅行に行くこともあります。親と一緒にするので認めて構いませんが、来日期間中の責任・権限の第1優先は日本の現在お世話になっているホストファミリーです。前もって親の来日スケジュールを来日学生から確認させ、過度の負担になるようでしたら、調整を依頼させてください。来日学生と訪問する親とに対し、来日の具体的な計画を立てる前にホストファミリー、クラブ、地区の要求を加味してスケジュールを決定するよう、要請してください。

優先順位は、①地区行事、②クラブ行事、③学校行事、④ホストファミリー行事です。地区行事と重ならないよう計画させてください。また、学校を休ませるような計画はしないように注意してください（来日学生の保護者の訪問より、学校通学を優先させるようにしてください）。

華美な行事や過度な対応は必要ありませんが、クラブを挙げて、心こめた対応をお願いします。

交換プログラムはホストファミリーや、一部のクラブメンバーの為ではなく、ホストクラブ全体の素晴らしい奉仕プログラムです。

交換期間の2/3が経過してからの来日に限定するべきです（8月来日の場合は4月末頃から以降の来日を推奨してください）。

長期間の国内旅行は禁止します。

来日し、日本語と日本の生活に慣れてきたからと言って、緊急事態に対応できるまでにはほとんどの学生がなっています。

万が一、旅行途中で事故、緊急事態に遭遇した場合、最終責任はクラブ・地区に降りかかってきます。

県外（地区外）移動届により、旅行の行程と同行責任の明確化を図ってください。

よって、法的保護者と学生だけの旅行に関しては、①県外（地区外）移動届の提出、②1から2泊程度の旅程 という条件で許可してください。その県外移動に関しては、費用等いっさいのものは法的保護者に負担してもらってください。

学生の友達（他クラブ来日学生）を誘っての旅行は禁止します。

法的保護者以外の学生の友人、親戚の訪問に関しての対応は、特別に配慮する必要はありません。

帰国の準備～帰国

1. 準備 (3-1 か月前)

□来日学生の帰国予定日の約2~3ヶ月前になりましたら、帰国準備に入ってください。彼等の荷物は、来日時の倍以上に増えていることと思います。これを帰国時に携行したならば、大幅な超過料金が課せられることとなります。そこで、不要の物から逐次、小包郵便(船便)で返送させて下さい。**費用は本人負担です**。帰国時に持帰る荷物は使用航空会社にもよりますが、一人で運搬することを考えて、機内持込みも含めて約30kg以下にするように指導してください。

□クラブからみやげ物等を贈る場合は、高価なもの、大き過ぎるもの、破損し易いものを避け、心のこもったものをプレゼントして下さい。

□帰国便については、学生によって帰国便がOPENになっている場合と指定されている場合がありますので、学生の持っている航空券を確認して下さい。OPENの場合は帰国便を決めて予約を取らなければなりません。この頃になると、日本語を理解している時期ですので、学生が自分で航空券を持って航空会社に行き、予約手続を取ることができます。また、帰国便が指定されている場合でも再確認(reconfirmation)をしなければなりません。これは電話でできます。また、グループで帰国する場合地区青少年交換委員会で一括して、再確認を取ることがありますので、地区青少年交換委員会にご相談下さい。

また、最近インターネットでのE-チケットで来日する機会が多いようですので、学生に確認してください。

□帰国のスケジュールについては交換の留学年度が終わった段階で両地区委員会合意の旅行ルートタイムスケジュールにより帰国します。

□本国に直行でないルート(最短で合理的ではないルート)で帰国する事は原則として認められません。

□保護者の来日に合わせて一緒に帰国することは推奨しません。一緒に帰国する場合も、最短でかつ合理的なルートで帰国することが交換の往復の条件となっていますので、それに合致しているかを確認してください。それ以外のルート、方法での帰国は認めていません。このことは、日本での保険の補償期間からも制約されています。必ず守らせてください。

2. 帰国準備 (直前)

□帰国のスケジュールが決定しましたら、受入れ学生の家族と双方の地区委員会へ知らせるように指導して下さい。

□帰国直前の例会を送別例会として企画されると、来日学生にとって良い思い出になる事でしょう。また、ホストファミリーのご家族をお招きし、お骨折りに対する感謝の意をあらわす機会にもなります。また、例会時に、来日学生に留学の総括としての卓話をさせることも、クラブ・学生にとっていい思い出になることでしょう。

□学校では授業料を免除される例が多いようですが、その場合は交換学生の離日に当って相応のお礼をするのが良いと思います。

□フェアウエル・パーティー(送別会)、見送りは派手にならないようにして下さい。

3. 帰国当日

□地区委員会から指定された空港又は場所までクラブ担当委員は案内して見送って下さい。もちろん、地区委員も見送る予定です。

□チェックインに際し、重量過大、または寸法過大のため超過料金を要求されたときは、個人用一般身の回り品に限り、航空別途手荷物(Unaccompanied Baggage・アナカン)で送れば、比較的安い料金で送ることができます。ただし、本人が超過料金、あるいは送料が払えないときは、金額と送金先を明示し、帰国したらすぐに送金するという約束のもとに、立替えて下さい。

4. 帰国後

一年間の来日生活を終了し、彼等は空港でホストファミリーの皆様の暖かいホスピタリティーに感謝しつつ涙を流しながら、手を振って別れて行くことでしょう。それにも拘わらず、帰国しても手紙やサンクスカードも送ってこない学生が多いのは困ったことです。海外ではこのようなお礼状を送る習慣がないと言われてもいます。

心では思っている、帰国早々の忙しさと日本語で手紙を書くことの億劫さから、つつい筆無精に陥ってしまうものと思われれます。ホストファミリーとして、わが子同然に可愛がってきた学生に対し、いつまでも心を通わしたいと思うのは当然のことです。音信が無いと裏切られたように思うのも無理からぬ事でしょう。しかし、帰国した学生たちは心の底では感謝を忘れてはいません。また、我々も、我が子と思ってこちらからの手紙も忘れないようにしましょう。帰国後の交流こそ青少年交換活動の仕上げだと思えます。

かなりの数の学生が再び日本に戻ってくることを体験されるはずで、それが、彼等の日本への感謝の表現だと考えてください。

来日学生とのトラブル

1. 来日学生とのトラブル

□来日学生とホストファミリーには『相性』があり、この相性が合わない場合もあります。

ホストファミリーを引き受けたから、絶対に最後までやらなければならないという決まりはありません。

難しいな、と思ったら遠慮せずにクラブ担当ロータリアン（カウンセラー）に相談してください。

解決できない場合は、できるだけ速やかに別のホストファミリーに移す必要があります。

□その他、あらゆることの相談窓口は、ロータリークラブのクラブ担当ロータリアン（カウンセラー）です。

あらゆる相談はこの「クラブ担当ロータリアン（カウンセラー）」にご相談ください。

2. ROTEX の有効活用

ロータリー青少年交換プログラムは毎年世界で8,000名を超える学生がこのプログラムに参加しています。また、日本全体でも、約200名の学生が世界の各国に交換学生として派遣され、1カ年の交換を終え日本に帰国しています。

そのような交換経験者の学生の組織が ROTEX であり、それぞれ外国生活を通じて、それぞれの国の文化や語学を習得して帰国しています。

その ROTEX を来日学生のサポート役として選任し、語学や日常生活での学生への助けに活用しています。

来日学生とのトラブルの大きな要因は、彼等との言語の違いによる意思疎通の不十分さと文化的なカルチャーショックによるものと推察しています。また、来日当初は必ずと言っていいほどホームシックに陥ります。

よって、ROTEX をそれぞれの来日学生に割り当て、より日常的なサポート体制を目指しています。

地域的に不活発な地区もありますが、ROTEX 組織に関して、地区委員会に確認し、できる限り ROTEX と連絡を取り、相互に活用していただければと考えています。ROTEX も現地語を使わないとすぐ忘れてしまいますので、彼らたちにもメリットがあると考えています。

3. 日本での生活に慣れてくると、若者独特の『大人びた、不良っぽい行動を見せびらかしてやろう』とする考えが頭に芽生えてくる場合があります。

□カウンセラーは常に地区青少年交換委員会と連絡を取り、もし苦情やトラブルがあった場合には直ちにこれらの対応策を協議し、それが重大化する以前にその解決に努めて下さい。

□来日学生等の素行に関し、初期段階の『うわさ』程度の悪評だとしても、トラブル（万引きなどの犯罪行為を含め）が報告されたときは、決して隠すことなく地区委員会へ報告してください＝早めの対応が、その悪い芽を摘み、その後の生活の質を改善することが期待できます。

地区委員会は、危機管理委員会と連携し、『危機管理ハンドブック』の手順に従って対応します。

重要！！

4. 来日学生（青少年）が（加害者が存在する）何らかの被害者になった場合、些細な事案を除き、すべて危機管理委員会および地区委員会に報告相談してください。危機管理委員会は被害および状況を判断し、72時間以内にR Iの報告などを含めて、地区委員会および当事者と協調しながら最適でかつ必要な対応を取ります。

関与者（加害者）がロータリアンであっても、必要な場合は直ちに刑事事件として警察に通報する場合があります。

その場合、事の真偽は関係なく、手順に従って措置をすることもあり得ますので、了解してください。

交換の中止

■国際ルール（4Dルール）：交換学生として決してしてはならないこと

- ・ Drive：自動車、オートバイ、飛行機など原動機（エンジン）付の乗り物を運転すること
- ・ Drink：アルコール飲料を飲むこと、たばこを吸うこと
- ・ Date：恋愛関係におぼれること、セックス行為の禁止
- ・ Drug：マリファナ、コカイン、覚せい剤、麻薬類などはすすめられても決して吸ってはなりません

上記4項目以外に、**その国の法律を守ること**、収入のあるアルバイトの禁止、校則を守ること、などがあります。

これらを破った場合は強制送還の可能性あります。

■派遣の取消し（出発前）

1. オリエンテーション不参加の場合は、原則として派遣を取り消します。
2. オリエンテーション等の受講態度から、委員会が派遣学生として不適格と判断した場合は派遣を取り消します。
3. 社会生活・学校生活において、補導・逮捕等の事件を起こした場合は派遣を取り消します。
4. その他、委員会が判断して、派遣学生として相応しくない問題を起こした場合、または1年間の派遣が困難であると委員会及び学生の双方の見解が一致した場合は、派遣を取り消します。
5. 取消し決定の際には、委員会はスポンサークラブと協議した上、慎重に判断します。

■派遣の取消し（出発後）

1. 出発後・派遣期間中は、次のことにより派遣を取消し、強制送還させられる場合があります。
 - (1) 相手地区委員会から派遣学生として不適格と判断された場合（引きこもり等を含む）。
 - (2) 『4Dルール』や法律を破った場合。
 - (3) 登校拒否・ノイローゼ・拒食症・重症のホームシック・病気・怪我等の場合。
2. 何れの場合も、相手地区委員会、スポンサークラブ、保護者、学校関係者等と綿密に連絡を取り合い、対策を協議します。
3. 申請書（Application Form）に書かれてある事項（交換プログラムの規則と条件）に該当する場合。

■受入中止

□ルールや派遣地区の法律に違反した場合や、病気・ケガ・ノイローゼ・強度なホームシック・登校拒否などの場合には、期間中でも交換を取消し強制送還することがあります。その決定は、派遣元地区委員会と当地区委員会が十分な協議を重ねた結果決定されます。来日学生は、決定に従わなければなりません。

□危機管理の上から交換の継続が困難な時（自然災害、広域な伝染病の蔓延、セクハラ等の問題等）は派遣元地区委員会と当地区委員会（危機管理委員会も含め）が十分な協議を重ねた結果決定されます。来日学生は、決定に従わなければなりません。

■その他必要と認められたときは、学生の安全を最優先の条件のもと、派遣地区、当地区の関係者と十分な協議を重ねた結果、派遣中止を決定する場合があります。

国際ルール（順守すべきルール）

■特別注意事項（4Dルール）

□派遣滞在中いかなる場合でも自動車（モーターボート、モーターサイクルを含む）の運転は許されません（DRIVE）

□アルコール飲料および喫煙は許されません（DRINK）

□麻薬類の使用は許されません（DRUG）

□恋愛行為（性行為）は許されません。異性との交際は特に気をつけること（DATE）

以上の各項の実践について、極力努力すると共に派遣先または受入先の地区で定めた規則、条件の遵守、ホスト家庭の生活習慣や躰に従わなければなりません。

もし、これらのことが守られない場合には、地区委員会の命令で帰国の措置がとられます。

■国の法律

交換先の国の法律は厳格に守らなくてはなりません。

交換先の国で、喫煙等、法律上の制限年齢が学生の年齢に達している場合でも、上記■特別注意事項（4Dルール）は世界共通のロータリー青少年交換プログラムのルールとして有効となっています。

例えば、フランスにおいて喫煙は16歳から許可されていますが、ロータリー青少年交換プログラム下での学生は世界共通ルールとして、喫煙（DRINK）は許されていません。

■学校のルール

学校のルール（校則等）があれば、遵守しなくてはなりません。

■家庭におけるルール（約束事）

各家庭におけるルールや約束事は、できる限り守るようにさせてください。

例えば、門限。これは地区委員会が決めているものもありますが、地域特性や交通手段等に合わせたの、家庭での門限を優先してください。

また、食事の後片付け、掃除、インターネットや、FACEBOOK・SKYPEなどの許可時間、電話使用での約束事、など各家庭で決められている場合がありますので、それに従ってください。

引きこもりは交換前半によく起こりうる事態ですが、あまり長引いたり極端な場合は、強制送還=交換の中止=につながります。明るく前向きに生活することを心がけてください。

■ロータリーの青少年交換プログラムは、国際ロータリーの正式プログラムです。

すべてはロータリー章典に準拠したルールが適用されます。

また、すべての交換学生（派遣・受入とも）は、保護者と本人の署名の下、Application内の『Rules&Conditions of Exchange』（別項目『Applicationで学生本人、保護者が署名してきた宣誓書』参照）に基づいて（前提となって）交換が実施されています。その内容に反した行為は、早期帰国（強制送還）の対象になります。

注）FACEBOOK・SKYPE等、インターネットの使用に関しては原則として夜の12時以降はしないように。

最近の家庭でのトラブルの第1原因となっています。

来日学生の病気・ケガ

□来日学生は、RIJYEMの保険に加入して来日することを基本としていますが、派遣地区（スポンサー地区）で傷害保険に加入して来る学生もいます。この場合、ロータリー章典に準拠する保険かどうか地区委員会が把握していますので、確認をお願いします。RIJYEMの保険は、国民健康保険と組み合わせて、ロータリー章典に準拠する内容となっています。よって、来日してなるべく早く、国民健康保険加入手続きをお願いします。各市町村で手続きをしてください。

まず第1に国民健康保険を使用し（7割部分は国民健康保険で支出してください）、かつ3割の自己負担分および国民健康保険でカバーできない部分はRIJYEM保険でカバーします。

□この保険は、ケガだけでなく病気も担保することが重要です。

□来日学生のケガや病気にいつでも対処できるよう、カウンセラーは夜中でも電話連絡が取れるようにしておいてください。すべて事前打合せをし、ホストファミリー等には、よく説明しておいてください。

□旅行者保険請求時に必要な書類：診断書、すべての領収書、保険請求用紙、その他必要書類（本国法的保護者と切り分けるために特別の書類が必要です、地区委員会に確認してください）。

なお、保険の性質上、派遣実施前からの既往症に関しては、保険適用負荷の場合もあり得ます。地区委員会に相談してください。

緊急連絡先の周知徹底

□クラブカウンセラーは、地区委員会にその連絡先を登録して頂きますが、緊急の場合に24時間対応できる連絡先（電話番号）を明記するようにお願いします。また、緊急時のために、ホストファミリー、高等学校の担当教員等の関係者にクラブカウンセラー及び地区委員会の緊急連絡先を配布しておいてください。

緊急事態発生の場合

クラブカウンセラーは、来日学生やその家族に緊急事態が発生した場合、直ちに地区委員会に連絡をし、地区委員と協力して対処します。その場合、海外との緊急連絡は、地区委員会の担当を通じて行います。

□重大な病気やケガは、すみやかに地区委員会担当委員に連絡してください。

□深夜でも連絡してください。

□誰が連絡してもよいです。

□内容によっては、国際ロータリーの『ゼロ容認方針』に従わないと、大きな問題となりかねません。

事案発生時は、事の重大性を当事者が独自に判断しないで（明確に軽微であると判断できる場合を除き）

危機管理委員会及び地区委員会へ発生後ただちに連絡をお願いします。

状況及びレベルを地区危機管理委員会が判断し、最適な対応を取ります。

RIは72時間ルール、ゼロ容認方針など、緊急事態発生において厳しい基準があります。

『Application』で学生本人、保護者が署名してきた 宣誓書

- 1) 受入国の法律を遵守しなければなりません。法律に反する行為が発覚した場合、派遣側や自国からは一切の支援も受けられません。警察から釈放され次第、直ちに自費で帰国をしなければなりません。
- 2) 不法薬物の所有や使用は認められていません。医師から処方された薬は許可されています。
- 3) アルコール類の不法な飲酒は固く禁じられています。成人の年齢に達している学生も飲酒を控えるべきです。成人の年齢に達しており、ホストファミリーからアルコール類を勧められた場合、家庭内でホストファミリーの監督の下での飲酒は許容されます。
- 4) 自動車を運転したり、自動車の安全運転教育プログラムに参加することはできません。
- 5) 交換学生である間は受入地区の管理下に置かれ、受入地区の交換の規定と条件に従わなければなりません。両親あるいは法的保護者は、あなたに直接、他のいかなる活動も許可してはなりません。プログラム期間中は、受入国に住む親戚も、あなたに関する権威を有しないものとします。
- 6) 毎日学校へ通い、成果を上げるための真摯な努力を重ねなければなりません。
- 7) 出発時から帰国時までを補償し、事故によるけがおよび疾病に対する医療および歯科治療、死亡の場合（遺体の本国送還を含む）、身体障害／四肢切断の場合、緊急医療移送、緊急訪問費用、24 時間緊急援助サービス、法的賠償責任に適用され、派遣ロータリークラブまたは地区と相談し、受入ロータリークラブや地区が十分と認める額の旅行保険に加入していなければなりません。
- 8) 交換中のあなたの健康を確保するために十分な経済的支援が必要です。受入地区によって、緊急時のための臨時資金を要請される場合もあります。未使用分の資金は、交換後に両親あるいは法的保護者へ返還されます。
- 9) 受入地区の旅行に関する規定に従わなければなりません。旅行は、ホストファミリーの両親と一緒にいる場合、または受入ロータリークラブや地区から許可されたロータリークラブや地区の行事のために適切な成人の付添い人がついた場合に許可されます。受入地区とクラブ、ホストファミリーおよび両親や法的保護者は、その他の旅行について、ロータリーをその義務と法的責任から免除し、書面によって承認を行わなければなりません。
- 10) 受入地区と両親または法的保護者の双方から同意を得られる経路によって、本国に直接帰国しなければなりません。
- 11) 早期帰国にかかる費用またはその他の例外的な費用（言語個別指導、ツアーなど）はあなたと両親または法的保護者の負担となります。
- 12) 本国を出発する前に、最初のホストファミリーと連絡をとっておくべきです。ホストファミリーの情報は、出発に先立って、受入クラブまたは地区から提供されます。
- 13) 交換中に両親や法的保護者、兄弟、または友人が訪問することは極力避けるようにしてください。このような訪問は、受入クラブと地区が同意し、その指針に従ってのみ行うことができます。通常、訪問は、交換の最後の学期中または学校の休暇中のみ手配され、主な祝日には許可されません。
- 14) 虐待またはハラスメントにあった場合は、受入クラブのカウンセラー、ホストファミリーの両親またはその他の信頼できる大人に相談してください。

交換を成功させるための推奨事項

- 1) 喫煙は控えてください。申請書に喫煙しないと記入した場合、交換中を通して喫煙することはできません。あなたの受入れとホストファミリーの選定は、あなたの署名した声明に基づいて行われます。いかなる場合でも、ホストファミリーの家の寝室で喫煙してはなりません。
- 2) 交換中に、体にピアスを開けたり、入墨を入れることは、健康上の理由から許可されていません。
- 3) 受入側の意向を尊重してください。ホストファミリーの大切な一員として、あなたと同じ年頃の学生や子供が普通に行うような家事の手伝いや責務を引き受けてください。
- 4) 受入国の言語を学んでください。こうした努力は、教師、ホストファミリー、ロータリークラブ会員、その他に地域社会で会う人々から歓迎されます。地域社会で受け入れられたり、生涯の友人をつくる上でも大切です。
- 5) ロータリーの提唱する行事やホストファミリーの行事に出席し、こうした行事に関心を示してください。参加にあたっては、頼まれるのを待つのではなく、自ら進んでボランティア活動を行ってください。あなたが関心を示さないことで交換に弊害がもたられることもあり、将来の交換にも良くない影響を与えかねません。
- 6) 真剣な恋愛行為を避けてください。性的行為は謹んでください。
- 7) 学校や地域社会の活動に参加してください。レクリエーションや余暇の活動を学校や地域社会の友人と行うよう計画してください。

- い。他の交換学生とばかり一緒に行動することのないようにしてください。地元インターアクトクラブがある場合は、これに入会することが奨励されています。
- 8) 地域社会の友人は注意深く選んでください。友人を選ぶ際は、ホストファミリー、顧問、学校関係者のアドバイスを求め、これに耳を傾けてください。
- 9) お金を借りてはいけません。請求書については速やかに支払いを行ってください。家庭の電話やコンピューターを使用する際は許可を求め、すべての通話時間やインターネットの使用時間を記録し、毎月自分の使用した分の費用をホストファミリーに支払ってください。
- 10) インターネットおよび携帯電話の使用を制限してください。過度または不適切な使用は認められていません。
- 11) 旅行に出かけたり、行事に出席する機会が与えられた場合、出発前に、自己負担すべき費用や自分の責任についてよく理解しておいてください。

宣言

申請者の本プログラムへの採用および参加に鑑みて、以下に署名した申請者およびその両親または法的保護者は、法の許す限りで、過失あるいは不作為から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、重大な過失あるいは意図的な行為がある場合を除き、受入国との往復の旅行中を含め本青少年交換プログラムに申請者が参加したことにより、または参加中に、申請者、両親あるいは保護者が損害を与えた場合または申し立てをした場合、すべてのホストファミリーのメンバー、および派遣側と受入側のロータリークラブと地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員を解放し、免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。

以下に署名した申請者および以下に署名した申請者の両親あるいは法的保護者として、交換のプログラム規定および条件を読み、理解したことをここに表明します。学生として交換に採用された場合、私はこれらの規定と、交換学生として受入国に滞在中に当然の通知をもって私に課されるその他の規定に従うことに同意します。

私たちは、青少年と接する際の行動規範に関する声明を読み、理解したことを証明します。私たちは、すべてのロータリアンおよびホストファミリーも同声明を読み、理解することが求められているのを承諾します。私は、交換生として選ばれた場合、虐待およびハラスメントに関する研修と書面による資料を提供され、これには、私が虐待やハラスメントを受けた際に連絡すべき人物の連絡先が含まれていることを理解します。

私は良好な健康状態と人格を持ち、ロータリー青少年交換学生として、また青少年親善使節としての役割の重要性を理解し、派遣ロータリークラブや地区、学校、地域社会、都道府県、および国を代表するよう選ばれた際は、私が全力を尽くす限りでロータリー青少年交換学生に求められる高い基準を維持することを証明します。さらに、私は本申請書式と添付書類に含まれるすべての資料は、私の知る限りにおいて、真実かつ正確であることを表明します。

医療に関する許可および病歴の通知と免責

私たち、申請者の両親／法的保護者と、私、申請者は、医師および歯科医による診察から得られる、申請書式の「病歴 1-4」の医療情報を通知することを、ここに承認します。

私たち、申請者の両親／法的保護者と、法定年齢に達し、本人の健康および治療に関して独自に決定を下す法的権限を有する申請者は、息子／娘／被保護者がロータリー青少年交換学生として海外に滞在する間、以下に記された通り、免責を行い、許可を与えるものとします。

- ・ 事故あるいは病気の場合、私たち / 私は、ロータリアン、ロータリー活動で委任された付添い人、および / または学生のホストファミリーの両親が、治療を施すための適切な医療機関と医師 / 歯科医を選択することを認めます。
- ・ 私たち / 私は、医師が息子／娘 / 被保護者の治療に必要なまたは妥当と判断する手術、麻酔薬投与、あるいは輸血を許可します。
- ・ 私たち / 私はさらに、緊急時に息子 / 娘 / 被保護者に必要とされ、免許を有する医師、外科医あるいは歯科医による医療または外科治療に同意します。私たちは直ちに通知を受けるよう要請しますが、その通知を行うために緊急治療が延期される必要はありません。
- ・ 学校への登録に必要なとされる予防接種について許可を与えます。
- ・ 緊急性のない手術については、私たち / 私はその手配が行われる前に私たち / 私に通知を行い許可を得よう要請します。

私たちは、最終的な結果に関わりなく、緊急時の介入に関して、国際ロータリー、ロータリー地区、ロータリークラブ、ロータリアン、ロータリーの付添い人、あるいはホストファミリーの免責に同意します。

私たちは、行われた医療行為に関して、保険で補償されない部分のすべての財政的義務を担うことに同意します。

ロータリー青少年交換プログラムにおける費用の分担について

1. 地区青少年交換委員会の負担

- 派遣・受入のための事務費。
- 地区青少年交換委員会の主催するオリエンテーション（特別な費用を必要とする場合を除く）などの費用。
- 地区青少年交換委員会が協賛する地区事業等の必要と思われる費用。
- その他必要と認められる費用。

2. ホストクラブ（受入学生の受入クラブ）の負担

- ホストファミリー補助金と学生への小遣い。地区青少年交換委員会から各クラブ宛に各地区で決められた支援金を拠出します。ホストファミリーへの補助の内容については、各クラブで決めてください。なお、学生に渡す小遣いは毎月10,000円と決められています。それ以上は決して出さないでください。小遣いは、毎月の出席する例会で会長から手渡してください。また、ホストファミリーからは追加の小遣いを決してあげないようにしてください。
- 通学費。通学に要する電車、バス等の交通費です。通常は通学時間を1時間以内で高校を選びますので、ほとんどの場合は月数千円といったところです。もちろん、徒歩通学、自転車通学でも構いません。
- 例会、家族会等のクラブ行事の出席費用。毎月1度の例会出席と特別例会出席で、通常3万円+ α が普通のクラブです。
- 国民健康保険料。来日学生は、日本の国民健康保険加入を義務付けられています。国保の保険料は留学生（収入なし）ということで申請をすれば、わずかな費用で加入可能です。
- 学校関係の費用。入学金・授業料（これは学校に免除の申請をしてください）、教科書代、教材費、PTA会費、学校制服代、体操着、運動靴等の学校関連費用、学校用品関係などです。通常、費用として数万～十数万円を予算に計上してください。制服等は、学校と相談して先輩たちのお古を使わせてもらってもかまいません。私学と公立では差がある場合が多いので、学校関係者と相談してください。なお、海外への修学旅行等に関しては学生本人の費用の分担も含めて、事前に地区委員会と相談のうえ決定してください。海外渡航に関しては、本国の保護者の承認も必要です。
- 地区行事への参加費（地区事業登録費、キャンプなど）。派遣学生は全額個人もちで、来日学生には一部負担金を持参させて来日させています。それ以外はクラブ負担とし、総計2～5万円程度と思われる。地区および地区委員会主催行事、クラブ公式行事等の参加のための交通費は、クラブ負担とします。
- その他、必要と認められる経費。

3. ホストファミリー（受入学生の受入家庭）の負担

- 地区青少年交換委員会から各クラブ宛に各地区で決められた支援金を拠出します。ホストファミリーへの補助の内容については、各クラブと相談してください。ホストクラブのカウンセラーまたは該当委員会委員長等は、ホストファミリーから学生の生活状況や問題点などを常に把握するように心がけてください。
- 毎日のお弁当（昼食）。お弁当を持たせられない時は、昼食代として500円を学生に渡してください。
- 家族と共にする小旅行等の費用、家族と共にする観劇やコンサート等のチケット費用、その際の食事代などの娯楽費
- その他、必要と認められる経費。

以下の点については、ホストファミリーの負担はありません。

- 地区委員会及びクラブの公式行事への参加するための交通費。クラブ負担ですので、必要な場合はクラブへ請求してください。
- 学校が休みの日等で、学生が友人等と会うための出かける時の交通費、食事代等。これらは、学生の負担で構いません。
- 学生が自分で企画して県外移動（旅行）をする場合。県外移動の規則に従いますが、学生分の費用は本人の自己負担で構いません。

4. 派遣学生本人および保護者の負担

- 旅費（1年オープンの往復渡航費用、VISA等旅行手続）
- 早期帰国となった場合、その発生する全ての費用
- 傷害保険、健康保険の保険料および派遣地区から指定があった場合はその保険の掛け金
- 派遣先で必要な衣類等、個人的なものに対する費用
- 電話代等個人的に発生する全ての費用で、ホストファミリー等から請求のあったもの
- 派遣先でのグループツアーがある場合は、その費用（参加・不参加は任意の場合が多い）
- ブレザー・バッジ・オリエンテーション参加費用・交換学生同窓会（ROTEX）活動費用にかかる諸経費（30万円）
- 両親等が派遣先を訪問する場合の宿泊費・食費を含む一切の費用（訪問時期等に関する制限もありますので注意してください）
- その他必要と認められる経費

5. スポンサークラブ（派遣学生の推薦クラブ）の負担

- バナー代
派遣先クラブ等で、バナー交換が何度かされます。スポンサークラブから、10本程度派遣時に持たせてください。
- 派遣候補生の例会・家族例会等の出席のための費用、登録費等。
派遣生に関しての行事を行わないクラブもありますが、クラブとしての交換プログラムです、なるべく企画してください。
- その他必要と認められる経費

6. 来日学生本人の負担

- 学生本人のための費用は学生本人に支払わせてください。そのために、毎月 10,000 円の小遣いを渡しています。追加で小遣いを渡したり、個人で払うべき費用をホストファミリーが負担すると、ホストファミリー間格差が生じ、同時に受け入れている他ホストクラブ、他ホストファミリーに迷惑をかけることになり、さらに、学生とトラブルになることもあります。
- インターネット通信費（計上できれば）
 - 地区委員会で定められ、来日の条件として事前に通告し、学生本人または保護者が同意している費用。
その他、地区委員会が特別に必要と認めた場合においては、保護者に承諾を得ることを条件に、請求できるものとする。
 - 修学旅行費用は、来日学生本人が負担します。できるだけ早く、学校と状況を確認し、調整してください。
海外修学旅行の参加は、保護者の同意が必要です。
 - 学生本人の意思で、学校時間外及び休日等に友達との会合、遊興のための費用は、交通費・食事代等すべて学生本人負担とする。
 - 学生が自分で企画して県外移動（旅行）をする場合（県外移動の規則に従うことが前提）、基本として学生本人分は学生本人負担。
ホストファミリーが企画・計画した旅行に関しては全額ホストファミリーが負担すべきです。他クラブ学生は誘わないように。
 - 法的保護者が来日した時の保護者および学生の全費用は、クラブ企画行事を除き、基本として法的保護者が負担すべき。
 - その他、必要と認められる経費

費用の分担のまとめ 担当者別積算サンプル

スポンサーロータリークラブとして必要な費用

①オリエンテーション登録料（クラブ負担）	2万円
②派遣学生へ渡すバナー10～12本	
③派遣学生へ渡すロータリーバッジ	3万円 ※古くなったものやバラでも良いと業者へ伝えなるべく多く持たせる
④壮行会等の激励例会の費用	1～3万円
⑤学生を送り出すときの空港等への交通費（会員分）	1万円程度
⑥その他	

ホストクラブとし必要な費用（学生が11カ月来日していると仮定して）

1) 収入として	地区からの補助費	30万円
2) 費用として	①ホストファミリー補助金（日数×1,000円）	33万円
	②来日学生への小遣い	11万円
	③学校関係費用の初期分（制服・運動着・内ズック・外ズック等）	6万円
	④例会出席のための費用	2～4万円
	⑤ホストファミリー引継ぎ	5万円
	⑥国民健康保険料	1万2千円
	⑦地区行事登録料（クラブ負担）	2万円
	"（来日学生）	15万円
	（オリエンテーション・ウィンターキャンプ・スプリングキャンプ・日本青少年交換研究会等）	
	⑧携帯代	4万円
	⑧雑費（弁当箱・水筒・文房具・茶碗・箸等）	1万円
	⑨その他予備費（各クラブでの事業の過多による）	8万円

総まとめとして（すべて年間評価、11カ月滞在として）

収入（地区からの補助費）	30万円
支出（ホストファミリーへ）	33万円
（来日学生への小遣い）	11万円
（学校関係）	6万円 ※受入学校による（授業料免除の申請：普通は請求されません）
（クラブとしての行事、保険）	10万円
（地区委員会の行事参加）	17万円
（携帯代・雑費）	5万円
（その他予備費）	8万円（クラブの行事を特別多くする必要はありません）
差引合計（クラブ負担として計上）	60万円

参考として・・・

- ①ホストファミリー補助費 ホストファミリーがロータリアンの場合、例会で手渡し。ロータリアン以外の場合はなるべく前払いになるように届ける。
- ②来日学生への小遣い 月1回学校を抜け例会に参加してもらい会長から手渡し。夜例会でも可。
- ③学校関係費用の初期分 学校によって制服を貸してもらえ学校もある。
- ⑤ホストファミリー引継ぎ 新、旧ホストファミリー、会長、幹事、カウンセラー、青少年交換委員長を同席して注意事項を引き継ぐ。クラブの家族例会や夜例会時におこなう。または、昼に開催すると節約できる。
- ⑥国民健康保険料 留学生本人を世帯主にして市町に申請（生徒を世帯主にしないと世帯主の所得に応じた保険料が請求されます。）生徒が医院等受診した場合は一旦立替え、領収書コピーで保険会社に請求する。
- ⑧携帯代 freetel 社を利用 月1600円で3ギガまでのパケット料込み。携帯は本人のiphoneを使用。無い場合はロータリアンの古い携帯を借りたりする。2,000円を超えたら本人負担（ほとんど超えない）

受入高校のための

交換の手引き(解説)

来日学生 受入高等学校へのオリエンテーション

1. ロータリーとは

□ロータリークラブの目的

ロータリークラブの会員すべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用することを目的としています。さらに、奉仕の理想に結ばれた世界中のロータリアンとの親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進しています。

□ロータリークラブの誕生とその成長

アメリカ・シカゴで、青年弁護士ポール・P. ハリスが、3人の友人と語らって、1905年2月23日に第一回の会合を開いたのが、ロータリークラブの誕生です。その後、ロータリークラブは世界中に広まり、現在では200以上の国家と地域、3万5千以上のクラブ、会員総数120万人以上にまで達し、さらに拡大しています。

□ロータリークラブの名称

ロータリーとは、創立当初、会員が持ち回りで順番に、集会を各自の事務所で開いたことから名付けられました。

□国際ロータリー

国際ロータリーとは、全世界のロータリークラブの連合体であり、ロータリークラブの活動を管理調整しています。

□日本のロータリークラブ

1920年(大正9年)10月20日、当時、三井銀行の重役であった米山梅吉氏が、初めて東京に『東京ロータリークラブ』を創立し、翌大正10年4月1日、世界で855番目のロータリークラブとして加盟承認されました。

現在では、北は北海道から、南は沖縄まで、2,300弱クラブ、会員数9万人弱に達しています。

日本のロータリークラブでは『財団法人ロータリー米山記念奨学会』を設立し日本で勉強する外国人留学生を援助しています。

□ロータリアン

ロータリークラブの会員を『ロータリアン』と呼びます。

会員は地域内の理想に燃える堅実な実業家、専門職業人および地域の中で活躍している人々の中から、定款により1業種5人までを選び、ロータリークラブを構成しています。

□スポンサーロータリークラブ

派遣学生として推薦してくれるロータリークラブを、スポンサーロータリークラブ又はスポンサークラブと言います。

□ホストロータリークラブ

来日学生を受け入れて、お世話してくれるロータリークラブを、ホストロータリークラブ又はホストクラブと言います。

□地区(DISTRICT)

ある地域の中にあるロータリークラブが集まって一つの地区(DISTRICT)を形成しています。日本では34の地区があります(地区地図を参照)。

我々の地区は、第2800地区で、正式名称は『国際ロータリー第2800地区 RID2800』です。

現在、地区内には49のロータリークラブがあります。

2. 青少年交換プログラムとは

□地区青少年交換委員会

地区には、青少年交換プログラムを推進、広報、運営するために『地区青少年交換委員会』が設置されています。(以下、このマニュアルでは地区委員会と呼びます。)

地区委員会は海外地区委員会との連絡や、オリエンテーション等を実施します。

□プログラムの正式名称

国際ロータリー第2800地区青少年交換プログラムと言います。通常、『ロータリー青少年交換プログラム(Youth Exchange Program (YEP))』と略します。

□プログラム内容

このプログラムは、高校生のための一学年間の交換プログラムです。

主催及び責任団体は、ロータリークラブです。交換学生の滞在費や学費は、交換学生を引き受けるホストロータリークラブが負担します。派遣学生は、派遣先でホームステイをします。このプログラムは、ロータリークラブ会員(ロータリアン)のボランティア

ィアで運営されています。経験豊富なロータリアンが、このプログラム実施のために多くの時間と労力を奉仕しています。1972年に国際ロータリーで正式プログラムに認定されました。毎年世界では約8,000名を超える高校生が海外に留学し、国際平和の実現のために、国際親善と国際理解を図っています。

□プログラムの目的

ホームステイや学校生活を通して、お互いの文化や習慣を体得させます。

言葉や文化、習慣のまったく異なる外国での生活を体験することにより、それらを理解し、国際感覚を身に付け、将来の世界平和と国際理解に役立つようにとロータリークラブは願っています。

□交換学生の使命

交換学生に課せられた使命は、日本と外国との間に『友情の架け橋』を築くことです。

交換先の文化や習慣を体験するだけでなく、自国を紹介しなければならない義務もあります。交換学生は自国を代表する『民間親善大使 (Rotary Ambassador of Goodwill and International Understanding) 』となります。

□受入と派遣

このプログラムは交換を目的としていますので、交換学生を派遣するロータリークラブは来日してくる学生の受入をお願いすることになります。しかし、派遣を希望する学生が見つからない場合は、受入だけでもできます。

3. ロータリー青少年交換プログラムの特徴

ロータリー青少年交換プログラムは、他の諸団体が実施しているプログラムと違って、経費もはるかに安く留学ができます。毎月のお小遣いまで出るプログラムは他にはありません。また、受入も、一地域社会に密着した市町村単位のロータリークラブが、クラブ会員全員で学生のお世話をしますので、安全面でも最高のプログラムと言えます。

このプログラムの国際ルールとして『4D ルール』が定められています。

違反者は直ちに帰国させられることがあります。

4. 青少年交換のルール

□4D ルール

1. 自動車、オートバイ、船舶、飛行機等の運転の禁止 (DRIVE)
2. アルコール飲料の飲食およびタバコの喫煙の禁止 (DRINK)
3. 恋愛、セックスの禁止 (DATE)
4. 大麻、麻薬の所持、使用の禁止 (DRAG)

□国・学校・家庭のルール

4D ルール以外も、当然ながら、それぞれの国の法律、学校の規則 (校則)、家庭での取り決めに学生は従わなければなりません。

5. 交換中止

青少年交換のルールに違反した場合、あるいは病気、怪我、極度のホームシック、ノイローゼ等で交換途中であっても帰国させる場合があります。帰国の決定は、関係者が十分な協議を重ねた上で行います。

6. 受入れの時期と期間

通常、8月に来日してきますので、9月から翌年6月~7月頃までお願いすることになります。

□その他、日本の法律、学校の校則等を守ることを承諾して来日しています。

7. 学校の体制

□学年

学校側にお任せします。

□保険

交換学生は、ロータリークラブが指定する保険 (国民健康保険・海外旅行傷害保険) に加入しています。なお、学校の指定する保険がありましたら、ロータリークラブの担当ロータリアンにお話ください。

□登下校

来日学生は、在校生と同じ服装で、同じように通学します。ロータリークラブの行事以外は、在校生と同様に扱ってください。

□制服

指定された制服がある場合は、それを着用させてください。

授業

少しは日本語を勉強してくる生徒もいますが、来日当初はとて日本の授業にはついていけません。原則的には他の生徒と同じように扱っていただいて結構ですが、できましたら、来日学生の希望により科目を選択させていただきます。

勉強より、友達を作り友情を育てることにこのプログラムの大きな目的があります。

クラブ活動

クラブ活動には積極的に参加させるようお願いします。

本人の得意な分野はもちろん、日本でしか経験できない部活もあると思いますので、アドバイスをお願いします。

8. 費用負担

交換学生の滞在費や学校関連費用は、交換学生を引き受けるホストロータリークラブが負担し、ロータリークラブ会員（ロータリアン）のボランティアで運営されておりますので、入学金・授業料につきましては免除をお願いします。

制服代、体操着、通学費、教材費等はホストロータリークラブが支払います。修学旅行の費用は、来日学生本人が負担します。

その他、必要経費があれば、ロータリークラブ担当ロータリアン（カウンセラー）にご相談ください。

9. その他

親善使節

このプログラムで交換される学生は、派遣先の文化や習慣を勉強する他に、自国のそれらを伝える義務も持っています。学生はスライドやビデオ等の準備をしてきておりますので、講演等の機会があればいつでも活用してください。

病気や怪我

病気や怪我が発生した場合、ロータリークラブが責任を持って対処します。

10. ロータリーに関すること

ロータリークラブの行事

来日学生には、ロータリークラブの例会や様々な行事に参加しなければならない義務があります。

その場合は、事前にロータリークラブから連絡いたします。

クラブ担当ロータリアン

来日学生受入高等学校・ホストファミリー・地区委員会等との連絡調整のため、ホストクラブで指名されたロータリアンです。

ロータリークラブでは、青少年奉仕委員長か国際奉仕委員長、または青少年交換委員長がその任に当たります。

クラブカウンセラー

来日学生滞在中の生活全般の動静に注意を払い、来日学生の立場であらゆる相談に応じ、適切なアドバイスを与えるため、ホストクラブで指名されたロータリアンです。

ホストロータリークラブ

来日学生を一年間世話するロータリークラブです。

ロータリークラブ名

住所

電話

Fax

クラブ担当ロータリアン名:

住所

電話

Fax

ホストクラブのための交換の手引き

資料編

クラブの参加資格認定：覚書（MOU） 青少年交換プログラム

1. クラブの参加資格
2. クラブ役員の責務
3. クラブの遵守事項
4. 参加クラブ実行同意事項
5. 書類の保管
6. 性的虐待及びハラスメントの申し立てに関する措置

1. クラブの参加資格

クラブは、青少年交換プログラムに参加するにあたって、地区から提供されるこの覚書（MOU）に記載された条件と要件を遵守することに同意をしなければならない。地区は、クラブの参加資格として追加の要件を定めることができる。これらの条件をすべて満たすことにより、クラブの青少年交換プログラムに参加することが認められる。

- A. 参加資格条件がすべて満たされた場合には、クラブの青少年交換プログラムへの参加資格が認められる。
- B. クラブが認定状況を維持するには、この覚書（MOU）、地区が定めた追加要件、その他該当するすべての青少年交換の方針・指針を遵守しなければならない。
- C. クラブは、その他プログラム実施に必要な要件を履行しなければならない。

2. クラブ役員の責務

クラブ役員は、クラブの参加資格認定およびプログラムの適切な運営について主要な責任を有する。クラブ役員の責務には以下が含まれる。

- A. クラブの資格認定手続きの遂行と管理、認定状況の維持を担当するクラブ会員を最低 1 名任命する。
- B. プログラムが適切に管理されるよう確認をする。
- C. プログラムに関与するすべての人が、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を遵守することを確認する。

3. クラブの遵守事項

クラブは、次の補遺資料A・B・Cを遵守しなければならない。

- 補遺資料A「虐待とハラスメント防止に関する方針」
- 補遺資料B「性的虐待およびハラスメントの申し立て報告に関する指針」
- 補遺資料C「青少年ボランティア誓約書」

地区から認定を受けることを希望するすべてのクラブは、審査と認定のため、以下の書類を地区に提出しなければならない。

- 青少年交換プログラムを推進および支援するためにクラブが作成した推進資料やパンフレット、申請書式、方針、ウェブサイトのリンクなどのすべての資料
- 地元での支援サービス一覧（レイプ被害者ホットライン、自殺防止ホットライン、未成年へのアルコールと麻薬に関する意識向上プログラム、関連の法執行機関、地域社会の支援サービス、民間の支援サービス等）

- ・ 虐待やハラスメント防止に関するクラブの研修プログラム資料

4. 参加クラブ実行同意事項

- ・ 監督のない場面で直接青少年と接触を持つことになる、ホストファミリーに同居している人、カウンセラー、クラブ委員長、すべてのロータリアンとその配偶者やパートナーなど（ただしこれらの人々に限らない）、プログラムに関与するすべてのボランティアについて、地区が調査を実施しない場合、代わりにボランティア誓約書と経歴照会を行う。すべてのボランティアは、「青少年ボランティア誓約書」に記入し、署名しなければならない。
- ・ 事前通知をした場合と抜き打ちの場合、また受け入れ前と受け入れ中に行う家庭訪問と面接を含め、ホストファミリーの総合的な選考と審査の手続を確立する。
- ・ 学生とホストファミリー両者から事後評価をもらう。
- ・ 「性的虐待とハラスメントに関する申し立て報告に関する指針」に従う。
- ・ 地区青少年交換プログラムの管理外で学生を直接派遣することを禁止する（裏口交換と呼ばれるもの）。
- ・ 学生を移動させる際の基準を確立し、一時的に滞在する予備の宿舎施設をあらかじめ設けておくなど、学生をホストファミリーから引き離す際の手順を設ける。
- ・ あらかじめ審査を受けた、緊急用の家庭を含め、臨時受入れ態勢を整えておく。
- ・ すべての学生の受入れは任意であることを確認する。派遣学生の両親やクラブの会員に、学生のホストファミリーとなることを義務付けてはならない。
- ・ 長期の交換学生は複数のホストファミリーを持つよう確認する。
- ・ 歯科医、医者、礼拝所、カウンセラー、自殺防止や性犯罪緊急用ホットライン等の情報を含む、地元の総合的なサービス一覧を学生に提供する。
- ・ 学生を担当する受入側カウンセラーは学生のホストファミリーのメンバーではないことを確認する。
- ・ 受入側カウンセラーは肉体的、性的、精神的虐待やハラスメントの場合を含め、交換中に起こりうるいかなる問題や懸念事項にも対処できるよう訓練を受けていなければならない。
- ・ ホストファミリー、派遣学生、受入学生、およびその両親や法的保護者には、性的虐待とハラスメント防止に関する研修を提供し、研修への参加を義務付ける。
- ・ 男性と女性の両方を含め、両者は互いに無関係の個人で、またホストファミリーやクラブカウンセラーと親しい関係にはなく、学生のいかなる懸念や問題について学生を支援する少なくとも3名の支援者の氏名と連絡先を提供する。その支援者は、男性と女性の両方が含まれ、両者は互いに無関係の個人で、またホストファミリーやクラブカウンセラーと親しい関係にはないこと。
- ・ 青少年交換のウェブ、サイト について RI 指針に従う。
- ・ 青少年交換学生が関与するすべての深刻な事態（事故、犯罪、早期帰国、死亡）について直ちに地区へ報告する。
- ・ すべての申請者、申請者の両親または法的保護者と面接を行う。

その他の推奨事項：必須事項ではないが、クラブは以下を実施するよう検討すべきである。

- ・ クラブ青少年保護役員を任命する。
- ・ 長期交換では、3～4軒のホストファミリーに滞在させる。
うち一軒はロータリアンである事
- ・ クラブは審査および承認を受けるにあたり、すべての情報の提出を義務付けられるよう、クラブ再認定の仕組みを確立する。

- ・ 経歴照会が終了し、監督などで学生接することが許可されるまで、ボランティアが学生に接触することを禁止する。

5. 書類の保管

クラブは、参加資格認定とプログラムに関連する重要書類を保存するための、適切な記録管理システムをつくり、これを維持するものとする。これらの書類を保管することにより、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」を遵守し、適正にプログラムを遂行したという評価に役立つ。

- A. 保管する必要がある書類には、以下が含まれる（ただし、以下に限られない）。
1. 長期交換同意書
 2. ボランティア誓約書
 3. 地区外移動届
 4. クラブカウンセラー届
 5. クラブカウンセラー月例報告
 6. 来日学生月例報告
 7. 受入学生、クラブ、学校、ホストファミリー履歴等の一覧表
 8. 受入学生及び派遣生徒の申請書式一式（AP・GF）
 9. クラブの参加資格認定MOU
- B. クラブの記録は、クラブのロータリアンが、または地区が要請した場合は、閲覧、入手できるようにしなければならない。
- C. 書類は、原本で5年間、電子データで永久保存しなければならない。

6. 性的虐待及びハラスメントの申し立てに関する措置

ロータリー青少年交換プログラム参加者から性的虐待やハラスメントの申し立て報告を受けた成人は、補遺資料B：「性的虐待及びハラスメントの申し立てに関する指針」に従わなければならない。

申し立てを受けた際、疑惑のある行為が性的虐待や性的ハラスメントにあたるかどうかを大人たちで判断すべきではない。むしろ、まず学生の身の安全を確保した上、すべての申し立てを直ちに適切な児童保護局や警察へ報告すべきである。

虐待やハラスメントの申し立てに対処する際、最も重要な懸念事項は、青少年の身の安全である。クラブ会員は、憶測したり、警察あるいは犯罪捜査の妨げとなり得るような個人的見解を表明すべきではない。ロータリアンは調査に介入してはならない。申し立てられた被疑者を支持するコメントを行うことは、「青少年と接する際の行動規範に関する声明」およびロータリーの理念に反するものである。申し立てられた虐待行為者に対する所見は、申し立てられた虐待行為者による、ロータリアンまたはクラブに対する中傷または名誉棄損の訴えにつながる恐れがある。

承認と同意

この覚書（MOU）は、クラブと地区の間に交わされる同意書であり、青少年交換プログラムの適切な管理を行うための措置をクラブが取ることを認めるものである。この文書を承認することにより、クラブは、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従うことに同意する。

_____ロータリークラブを代表し、下記署名人は、この覚書（MOU）に記載されたすべての条件と要件に従い、これらの要件に関してクラブの方針や手続に変更や修正があった場合には、地区に通知することに同意する。

クラブ会長		クラブ幹事	
就任年度		就任年度	
氏 名		氏 名	
署 名		署 名	
日 付		日 付	

(重要管理書類)

ロータリー青少年交換プログラム
クラブカウンセラー登録

クラブ名	ロータリークラブ	就任期間
ホストクラブ カウンセラー名(受入)		_____年____月から _____年____月
スポンサークラブ カウンセラー名(派遣)		_____年____月から _____年____月
就任期間は、派遣決定(受入決定)からそれぞれの帰国まで。		

上記派遣生徒・受入学生のカウンセラーとして、地区委員会に登録届をします。	
届出日	_____年____月____日
クラブ会長・幹事名	会長 _____
	幹事 _____

摘 要		
受入IB		
国 名(州)		都市名まで記入
地 区	R I D	
SPクラブ		RC
学生氏名		

派遣OB		
SPクラブ		RC
生徒氏名		
備考：		

補遺資料C（2015年5月、日本34地区RI再認定版）青少年ボランティア誓約書

第__地区は、ロータリーの活動に参加するすべての人々のために最も安全な環境を作り、維持するよう最善を尽くしています。ロータリー・プログラムや活動に参加する児童や青少年の安全を守り、若い参加者の肉体的、性的、精神的な虐待を防止するよう最善を尽くすことは、すべての、ロータリアン、配偶者、およびその他のボランティアの責務です。

●ボランティア本人の情報

氏名：_____住所：_____
現住所での居住年数_____（5年間未満の場合は、この書式の裏面に以前の住所を記入してください。）
政府発行の身分証明（健康保険証や免許証の番号）_____
生年月日（西暦年/月/日）：_____

●同意事項

この誓約書および添付書類に記載された情報はすべて、私の知る限り真実かつ正確であり、この誓約書が不利益な影響を与えるような情報を差し控えていないことを保証します。私は、第__区青少年交換プログラムが、暴力犯罪に関わったいかなる個人もボランティアの任務から排除することを理解します。私は、この情報がボランティアとしての適性を判断する目的でも使用されることを理解します。私は、また私がボランティアを務める期間中はいかなる時も再度情報の確認を受ける場合があることを理解します。

●権利放棄（免責事項）

青少年交換プログラムへの採用および参加に鑑みて、私は、法の許す限りで、この誓約書に関連した私の過去の調査の結果、被免責者による過失から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、私が損害を被った場合または申し立てをした場合、関与しているロータリークラブ、地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員（被免責者）を免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。私はまた、国際ロータリー、第__年交換プログラム、およびその関連団体の定める規則、規定、方針に従うことに同意します。

私は、上記の誓約、同意、免責についての条項を読み、理解し、この書式に任意で署名することを認めます。

申込者署名：_____
（ふりがな）

氏名：_____日付：_____（西暦）

●その他の情報

自宅電話番号：_____Eメール：_____

勤務先電話番号：_____FAX：_____

ロータリークラブの会員ですか。 はい いいえ

「はい」と答えた場合は、クラブ名と入会年を記入してください。

クラブ名：_____RC 入会年：_____年

希望する任務：_____

過去にロータリー青少年交換プログラムに関与したことがありますか。 はい いいえ

「はい」と答えた場合、過去の役職と時期を記入してください。

職務履歴（過去5年間について。必要な場合は別紙を添付してください。）

現在の勤務先：_____

住所：_____

電話：_____ 役職：_____

雇用年月日：_____ 上司の氏名：_____

過去の勤務先：_____

住所：_____

電話：_____ 役職：_____

勤務年数：_____ 上司の氏名：_____

●青少年に関わるボランティア経験（過去5年間について、必要な場合は別紙を添付してください。）

団体名：_____

住所：_____

電話：_____ 役職：_____

参加期間：_____ 担当責任者：_____

それ以前の団体名：_____

住所：_____

電話：_____ 役職：_____

参加期間：_____ 担当責任者：_____

●資格および研修

この任務に関連して、どのような資格を持っていますか、または研修を受けた経験がありますか。すべて説明してください。

●犯罪歴

1. これまでに何らかの犯罪で罪状を認めた、または有罪が確定したことはありますか。 はい いいえ

2. 一切の性的、肉体的、あるいは言葉による虐待について、家庭内暴力・迷惑行為差止命令、保護命令など（ただしこれに限らない）、裁判所の命令（民事、家庭、刑事裁判所を含む）を受けたことがありますか。はい いいえ

「はい」と答えた場合は、その内容を説明してください。それぞれについて、命令を受けた年月日と場所（都道府県と市町村）を明記してください（必要に応じて、別紙を添付してください）。

●身元保証人（親族以外、ロータリアンまたは元ロータリアンは1名までに限る）

身元保証人は、ボランティアと個人面接し、ホストファミリーの場合は家庭訪問を実施して、ボランティアが学生と共に活動するための RI および地区の資格要件を満たしていること、ならびに、性的虐待あるいはハラスメントを自ら認め、あるいは有罪を宣告され、あるいはそれに関与したことがないことを確認して、ボランティアの身元を保証する。

1. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____

2. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____

3. 氏名： _____ 署名： _____ 日付： _____
住所： _____
電話： _____ 本人との関係： _____

地区使用欄
(個人情報の利用目的):
地区とクラブは、本誓約書により取得する個人情報を青少年交換プログラムの目的に限定して利用します。

(調査・確認):
地区危機管理委員会によって調査・確認をします。

確認者: _____

日付: _____

(保管):
この誓約書は地区で保管します。
(原本で5年保存、電子データで永久保存)



202*年**月**日

*** 高等学校
校長 *** 様

国際ロータリー第2800地区
202*-2*年度 ガバナー ***

ロータリー青少年交換来日学生の授業料免除のお願い

拝啓 晩夏の候、日頃よりロータリーの青少年交換活動にご理解とご協力を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

ロータリーの青少年交換プログラムは、高校生のための一年間の留学交換プログラムです。交換学生の滞在費や学校関連費用（添付文書参照）は、交換学生を引き受けるホストロータリークラブが負担し、派遣学生は派遣先でホームステイをします。このプログラムはロータリークラブ会員（ロータリアン）のボランティアで運営されており、そのために経験豊富なロータリアンが多く、多くの時間と労力を奉仕しています。

つきましては、今年度の来日学生の貴校における授業料を免除していただきたく、ご高配のほど、宜しくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、貴校の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬具

来日学生氏名 : _____

期 間 : _____ 202*年**月～202*年**月 _____

ロータリー青少年交換プログラムにおける費用の分担について

1. 地区青少年交換委員会の負担

- 派遣・受入のための事務費。
- 地区青少年交換委員会の主催するオリエンテーション（特別な費用を必要とする場合を除く）などの費用。
- 地区青少年交換委員会が協賛する地区事業等の必要と思われる費用。
- その他必要と認められる費用。

2. ホストクラブ（受入学生の受入クラブ）の負担

- ホストファミリー補助金と学生への小遣い。地区青少年交換委員会から各クラブ宛に各地区で決められた支援金を拠出します。ホストファミリーへの補助の内容については、各クラブで決めてください。なお、学生に渡す小遣いは毎月10,000円と決められています。それ以上は決して出さないでください。小遣いは、毎月の出席する例会で会長から手渡してください。また、ホストファミリーからは追加の小遣いを決してあげないようにしてください。
- 通学費。通学に要する電車、バス等の交通費です。通常は通学時間を1時間以内で高校を選びますので、ほとんどの場合は月数千円といったところです。もちろん、徒歩通学、自転車通学でも構いません。
- 例会、家族会等のクラブ行事の出席費用。毎月1度の例会出席と特別例会出席で、通常3万円+αが普通のクラブです。
- 国民健康保険料。来日学生は、日本の国民健康保険加入を義務付けられています。国保の保険料は留学生（収入なし）ということで申請をすれば、わずかな費用で加入可能です。
- 学校関係の費用。入学金・授業料（これは学校に免除の申請をしてください）、教科書代、教材費、PTA会費、学校制服代、体操着、運動靴等の学校関連費用、学校用品関係などです。通常、費用として数万～十数万円を予算に計上してください。制服等は、学校と相談して先輩たちのお古を使わせてもらってもかまいません。私学と公立では差がある場合が多いので、学校関係者と相談してください。なお、海外への修学旅行等に関しては学生本人の費用の分担も含めて、事前に地区委員会と相談のうえ決定してください。海外渡航に関しては、本国の保護者の承認も必要です。
- 地区行事への参加費（地区事業登録費、キャンプなど）。派遣学生は全額個人もちで、来日学生には一部負担金を持参させて来日させています。それ以外はクラブ負担とし、総計2-5万円程度と思われる。地区および地区委員会主催行事、クラブ公式行事等の参加のための交通費は、クラブ負担とします。
- その他、必要と認められる経費。

3. ホストファミリー（受入学生の受入家庭）の負担

- 地区青少年交換委員会から各クラブ宛に各地区で決められた支援金を拠出します。ホストファミリーへの補助の内容については、各クラブと相談してください。ホストクラブのカウンセラーまたは該当委員会委員長等は、ホストファミリーから学生の生活状況や問題点などを常に把握するように心がけてください。
- 毎日のお弁当（昼食）。お弁当を持たせられない時は、昼食代として500円を学生に渡してください。
- 家族と共にする小旅行等の費用、家族と共にする観劇やコンサート等のチケット費用、その際の食事代などの娯楽費
- その他、必要と認められる経費。

以下の点については、ホストファミリーの負担はありません。

- 地区委員会及びクラブの公式行事への参加するための交通費。クラブ負担ですので、必要な場合はクラブへ請求してください。
- 学校が休みの日等で、学生が友人等と会うために出かける時の交通費、食事代等。これらは、学生の負担で構いません。
- 学生が自分で企画して県外移動（旅行）をする場合。県外移動の規則に従いますが、学生分の費用は本人の自己負担で構いません。

OBS (派遣学生) 用 AFの書き方サンプル



Sponsor District: _____ Applicant Name: _____

Rotary Youth Exchange – Long-Term Exchange Program

Section E: Endorsements-Sponsor Club; Guarantees-Student & Parents

Full Legal Name as on passport or birth certificate (use uppercase for your FAMILY name; e.g., John David SMITH)		Name You Wish to be Called		<input type="checkbox"/> Male <input type="checkbox"/> Female <input type="checkbox"/> Non-Binary	
Home Address - Street	City	State/Province	Postal Code	Country	
Postal Address (if different) - Street	City	State/Province	Postal Code	Country	
E-mail Address		Skype ID		Mobile Phone Number	
Place of Birth (City, State/Province, Country)		Citizen of (Country)		Date of Birth (YYYY-MM-DD)	

(A) APPLICANT GUARANTEE: I, the applicant named above, agree to do the following: (1) Purchase round-trip air travel before I depart my home country; (2) abide by the rules and decisions of the program, accepting advice and supervision of my hosts; (3) attend all orientations and trainings offered by my sponsor and host districts and clubs; (4) not request permission to stay in my host country, and (5) return home after completion of my exchange.

(B) PARENT/LEGAL GUARDIAN GUARANTEE: We, the parents/legal guardians of the above applicant agree to do the following: (1) Pay all costs of transportation, passport and visa; (2) pay costs for health and accident or travel insurance, as per program rules; (3) pay for clothing for the applicant's welfare and any uniforms required; (4) pay additional costs as circumstances arise, e.g., provide an emergency fund, if required by host district, under control of the host Rotary club/district to be returned at completion of the exchange if not used; (5) attend orientation meetings; (6) abide by program rules and follow host district policy on visiting the applicant while he/she is abroad.

The Undersigned APPLICANT and PARENT/GUARDIANS hereby agree to the Applicant's and Parents'/Guardians' Guarantee (A and B) and that the applicant is permitted to travel to the host district, live with approved families for up to one year, and attend secondary school. They hereby also authorize the host district to receive all necessary documents regarding application for visa.

e-Signature (Applicant) (or ink on paper)	Home Phone Number	Date (YYYY-MM-DD)	
e-Signature of Parent/Legal Guardian #1 (or ink on paper)	Date (YYYY-MM-DD)	Mobile Phone Number	E-mail
e-Signature of Parent/Legal Guardian #2 (or ink on paper)	Date (YYYY-MM-DD)	Mobile Phone Number	E-mail
Witness Name: Sponsor Rotary Club member e-signature (or ink on paper) <small>Witness NOT REQUIRED if all above signatures are AUTHENTICATED digitally.</small>	Date (YYYY-MM-DD)	Mobile Phone Number	E-mail

(C) SPONSOR CLUB AND DISTRICT ENDORSEMENT

The Rotary Club and Rotary District specified within this section, having interviewed the applicant and his/her parents/legal guardians and having reviewed the student's application and related documents, hereby endorse the student as qualified for Rotary Youth Exchange and recommend to host clubs and host districts the acceptance of this student. The District agrees to provide adequate orientation to the student and parents before the student's departure.

Sponsor District #	Sponsor Club Name		Sponsor Club ID #		
	クラブ名		クラブID		
Name of District Youth Exchange Chair	Name of Sponsor Club President		Name of Sponsor Club Youth Exchange Officer		
Street Address of District Youth Exchange Chair	Street Address of Sponsor Club President		Street Address of Sponsor Youth Exchange Officer		
City, State/Province, Postal Code of District YE Chair	City, State/Province, Postal Code of Sponsor Club President		City, State/Province, Postal Code of Sponsor Club YEO		
E-mail Address of District Youth Exchange Chair	E-mail Address of Sponsor Club President		E-mail Address of Sponsor Youth Exchange Officer		
e-Signature of District YE Chair (or ink on paper)	e-Signature of Sponsor Club President (or ink on paper)		e-Signature of Sponsor Club YE Officer (or ink on paper)		
Date (YYYY-MM-DD)	Home Phone Number	Date (YYYY-MM-DD)	Home Phone Number	Date (YYYY-MM-DD)	Home Phone Number
Mobile Phone Number	Business Phone Number	Mobile Phone Number	Business Phone Number	Mobile Phone Number	Business Phone Number
Skype ID for District Youth Exchange Chair	Skype ID for Sponsor Club President		Skype ID for Club Youth Exchange Officer		



Rotary Youth Exchange – Long-Term Exchange Program
Section G: Rules, Attestations, Permissions, Releases & Consents

Statement of Conduct for Working with Youth

Rotary International strives to create and maintain a safe environment for all youth who participate in Rotary activities. To the best of their ability, Rotary members, their partners, and other volunteers must safeguard the children and young people with whom they come into contact and protect them from physical, sexual, and psychological abuse. *Adopted by the Rotary International Board of Directors, October 2019*

ATTESTATIONS AND AGREEMENT TO PROGRAM RULES AND CONDITIONS

As the undersigned applicant and undersigned parents or legal guardians of the applicant, we hereby state that we have read and understood the Program Rules and Conditions of Exchange. Should I, as a student, be selected for an exchange, I agree to abide by these rules and others imposed on me with due notice during my time as an exchange student in the host country.

We attest that we have read and understand the Statement of Conduct for Working with Youth. We understand that all Rotarians and host families are expected to have read and understand this statement as well.

I understand that, if selected for an exchange, I will be provided with training and written material on abuse and harassment and that this information will include the contact information of the person I should contact if I encounter any form of abuse or harassment.

The undersigned applicant attests that I am of good health and character, understand the importance of the role of a youth ambassador as a Rotary Youth Exchange student, and will, to the best of my ability, maintain the high standards required of a Rotary Youth Exchange student should I be chosen to represent my sponsor Rotary club and district, school, community, state/province, and country. I further state that all the material contained in this application and the attached documents are true and accurate to the best of my knowledge.

Applicant (full legal name)	Date (YYYY-MM-DD)	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature
Parent/Legal Guardian #1 (full legal name)	Date (YYYY-MM-DD)	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature
Parent/Legal Guardian #2 (full legal name)	Date (YYYY-MM-DD)	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature
Witnessed in the presence of Sponsor Club/District Representative (name and title) Witness NOT REQUIRED if all above signatures are AUTHENTICATED digitally.	Date (YYYY-MM-DD) 日付	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature クラブ会長のサイン (青もしくは黒のペン)

クラブ会長 (氏名と役職)

LIMITED RELEASE OF LIABILITY AND COVENANT TO COLLECT DAMAGES ONLY FROM APPLICABLE INSURANCE

We fully understand the nature of being an exchange student and the risk of injury or loss of property associated with an exchange. We understand that these risks are likely greater than they would be if a student were living in his or her home country.

IN CONSIDERATION of the acceptance and participation of the applicant in the Rotary Youth Exchange Program, we hereby release and agree to defend, hold harmless, indemnify, and covenant not to collect damages from:

- Rotary International (including all members, officers, directors, committee members, chaperones, and employees of Rotary International);
- The host and sponsor Rotary Club and Rotary District (including all members, officers, directors, committee members, chaperones, and employees of the host and sponsor Rotary clubs and districts; and
- All host parents and members of their families (collectively "RYE program")

for those **damages that are over above those covered by applicable insurance policies** from any or all liability for any loss, property damage, personal injury, or death, including any liability that may arise out of any negligent act or omission, which may be suffered or claimed by the applicant, parent, or guardian during (or as a result of) the participation by the applicant in the Rotary Youth Exchange program, including travel to and from the host country. We understand that the RYE Program shall remain responsible for any damages caused by its negligence to the extent of any applicable insurance.

Applicant (full legal name)	Date (YYYY-MM-DD)	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature
Parent/Legal Guardian #1 (full legal name)	Date (YYYY-MM-DD)	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature
Parent/Legal Guardian #2 (full legal name)	Date (YYYY-MM-DD)	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature
Witnessed in the presence of Sponsor Club/District Representative (name and title) Witness NOT REQUIRED if all above signatures are AUTHENTICATED digitally.	Date (YYYY-MM-DD) 日付	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature クラブ会長のサイン (青もしくは黒のペン)

クラブ会長 (氏名と役職)



PERMISSION FOR MEDICAL CARE AND RELEASE OF MEDICAL RECORDS AND LIABILITY

We, the parents/legal guardians of the applicant, and I, the applicant, HEREBY AUTHORIZE the release of medical information on application pages ‘Section C: Medical History and Examination,’ acquired in the course of the examinations by the physician and the dentist.

We, the parents/legal guardians of the applicant, and the applicant, if of legal age, who have the sole and legal right to make the decisions on the health and care of the applicant, do release from liability and grant permission as noted of the following while our son/daughter/ward is overseas as a Rotary Youth Exchange student:

- In the event of accident or sickness, we/I authorize any Rotarian, authorized chaperones of Rotary activities, and/or host parent(s) of student to select the appropriate medical facility and physician(s)/dentist(s) to provide treatment.
- In the event of accident or sickness, we/I authorize treating medical providers to release personal health information to any Rotarian, authorized chaperones of Rotary activities, and/or host parent(s) of student to the extent necessary to decide whether to consent to medical or dental treatment. This authorization is intended to release confidential medical information that might otherwise be protected by applicable medical confidentiality laws.
- We/I give permission for any operation, administration of anesthetic, or blood transfusion that a medical practitioner may deem necessary or advisable for the treatment of our son/daughter/ward.
- We/I further consent to any medical or surgical treatment by a licensed physician, surgeon, or dentist that might be required by our son/daughter/ward for any emergency situation. We do request that we be notified as soon as possible, but emergency treatment need not be delayed to provide such notice.
- Permission is granted for immunizations required for school registration.
- In the case of elective surgery, we/I request that we/I be notified and our permission obtained before such arrangements are made.

We agree to hold harmless Rotary International, any Rotary district, Rotary club, Rotarian, Rotary chaperone, or host family for any intervention in an emergency situation regardless of final outcome.

We agree to assume all financial obligations for any medical treatment rendered (whether or not covered by insurance)

Applicant (full legal name)	Date (YYYY-MM-DD)	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature
Parent/Legal Guardian #1 (full legal name)	Date (YYYY-MM-DD)	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature
Parent/Legal Guardian #2 (full legal name)	Date (YYYY-MM-DD)	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature
Witnessed in the presence of Sponsor Club/District Representative (name and title) Witness NOT REQUIRED if all above signatures are AUTHENTICATED digitally.	Date (YYYY-MM-DD)	e-Signature (or ink on paper) - click only for digital signature

クラブ会長（氏名と役職）

クラブ会長のサイン
（青もしくは黒のペン）

Instructions: Regardless of the age of the student, this form should be signed by the exchange student and by both of his or her parents. If a parent does not have custody of the student and a legal guardian does, then the form should be signed by the legal guardian. A step parent needs to sign the form only if the step parent has adopted the student or has been appointed legal guardian of the student. This applies to all signature blocks, not only in this Section, but elsewhere in this Application Form,

IBS（来日学生）用 GFの書き方サンプル

Sponsor District: _____

Applicant Name: _____



Rotary Youth Exchange – Long-Term Exchange Program

Section F: Endorsements-Host Club, District & School (Guarantee Form / Visa Application Supporting Document)

Full Legal Name as on passport or birth certificate (use uppercase for your FAMILY name; e.g., John David SMITH)		Name You Wish to be Called		<input type="checkbox"/> Male <input type="checkbox"/> Female <input type="checkbox"/> Non-Binary	
Place of Birth (City, State/Province, Country)	Country of Citizenship	Country of Residence	Date of Birth (YYYY-MM-DD)		

(A) HOST CLUB AND DISTRICT GUARANTEE

The Rotary Club and Rotary District specified within this section will provide room and board in approved homes, provide up to one year of study at the secondary school level, invite the applicant to participate in Rotary club and district events and activities typical of the host country, and provide guidance and supervision to assure the applicant's welfare. The host Rotary club will also give the applicant an allowance as specified below. The host Rotary District agrees to ensure appropriate screening, selection and training for host families and Youth Exchange volunteers and orientation for the student upon his/her arrival.

Host Country		Host Club Name		Host Club ID #	
Host District #	Monthly Allowance	Final Arrival Airport in Host Country	Airport Code	Arrival Date(s)	
Name of District Youth Exchange Chair		Name of Host Club President		Name of Host Club Youth Exchange Officer	
Signature of Host District Youth Exchange Chair 地区青少年交換委員長のサイン (青もしくは黒のペン)		Signature of Host Club President クラブ会長のサイン (青もしくは黒のペン)		Signature of Host Club Youth Exchange Officer クラブ青少年交換委員長のサイン (青もしくは黒のペン)	
Date (YYYY-MM-DD)		Home Phone Number			
Skype ID	Mobile Phone Number	Skype ID	Mobile Phone Number	Skype ID	Mobile Phone Number
E-mail Address of District Youth Exchange Chair		E-mail Address of Host Club President		E-mail Address of Host Club Youth Exchange Officer	

地区の情報

クラブ情報 & 到着空港の情報

クラブ会長と 青少年交換委員長の 情報 & サイン

(B) HOST CLUB COUNSELOR

Name		E-mail Address			
Address - Street		City	State/Province	Postal Code	Country
Home Phone Number	Business Phone Number	Mobile Phone Number	Skype ID		

クラブ カウンセラー の情報

(C) SCHOOLING GUARANTEE

(To be completed by the school the applicant will attend in host country.) The applicant will attend school from date of school start for one school year. Costs of tuition and activities not a part of the normal curriculum must be paid by the applicant or his/her parents/guardians.

Name of School		Phone Number	Fax Number	Date School Starts (YYYY-MM-DD)	
Address - Street		City	State/Province	Postal Code	Country
Affix School's Stamp or Official Seal 学校印		Name of School Official	Title	Signature of School Official 校長先生のサイン (青もしくは黒のペン)	
E-mail Address		Date (YYYY-MM-DD)			

受入れ高校の情報
学校印 &
校長先生のサイン

(D) FIRST HOST FAMILY

Name of Host Parent #1		Host Parent #1's E-mail Address		Business Phone	Mobile Phone
Name of Host Parent #2		Host Parent #2's E-mail Address		Business Phone	Mobile Phone
Host Family Home Address - Street		City	State/Province	Postal Code	Country
Home Phone Number	Names and Ages of any Other Adults (18 years of age or older) in the Home				

第1ホスト ファミリーの 情報

HOST DISTRICT: Please return at least originals of the completed Endorsements/Guarantee Forms to:

Sponsor District/Multidistrict/Country Contact:

入学許可証明書の書き方サンプル

入学許可証明書

CERTIFICATE OF ADMISSION

証 第_____号
(DOCUMENT NUMBER)

令和_____年____月____日
(DATE)

外務大臣

TO THE MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS

HONORABLE_____殿

学校印と校長印
を忘れずに！

学校名 _____
(HIGH SCHOOL)

校印 _____
(SCHOOL SEAL)

所在地 _____
(ADDRESS)

受入れ高校の情報

校長氏名 _____
(PRINCIPAL)

印 _____
(SEAL)

来日学生が所属する科を
学校に記入してもらおう

下記の者を 令和_____年____月____日付をもって、
本校_____科 第_____学年 聴講生/留学生として入学許可することを証明します。
(WE HEREBY CERTIFY THAT UNDERMENTIONED STUDENT HAS BEEN ADMITTED TO OUR SCHOOL
AS A SPECIAL/FOREIGN STUDENT IN THE _____ DEPARTMENT)

記

生徒氏名 (NAME OF STUDENT) _____ 性別 (SEX) _____

本国住所 (ADDRESS IN HOME COUNTRY) _____

PHONE NUMBER
電話番号 _____

生年月日 (DATE OF BIRTH) _____年____月____日

身許引受書の書き方サンプル

ロータリー交換学生身許引受書

HOSTING GUARANTEE FOR ROTARY EXCHANGE STUDENTS



外務大臣

TO THE MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS

HONORABLE _____ 殿 _____ 年 _____ 月 _____ 日
DATE

国際ロータリー第 _____ 地区
ROTARY INTERNATIONAL DISTRICT _____

_____ ロータリークラブ
ROTARY CLUB
クラブ会長の署名（青もしくは黒のペン） & 捺印

会長 _____ (印)
PRESIDENT 署名/押印

下記の者は、ロータリー交換学生として令和 _____ 年 _____ 月、来日し同 _____ 年 _____ 月まで滞日を予定するについては、滞日期間中その生活費、授業料等を保証し日本国法律を遵守し、留学期間終了後速やかに帰国しかつ帰国旅費の用意のあることを確約致します。

WE HEREBY CERTIFY WHILE UNDERMENTIONED STUDENT'S STAY IN JAPAN UNDER ROTARY INTERNATIONAL'S STUDENT EXCHANGE PROGRAM, THE STUDENT'S ROOM, BOARD AND EDUCATIONAL EXPENSES ARE GUARANTEED BY THE STUDENT'S HOST CLUB IN JAPAN AND THAT THE STUDENT SHALL ABIDE BY THE APPLICABLE LAWS OF JAPAN AND PROMISE TO RETURN TO THE HOME COUNTRY IMMEDIATELY AFTER THE COMPLETION OF THE EXCHANGE PROGRAM AND CONFIRM THAT THE STUDENT'S RETURN TRAVEL IS GUARANTEED BY THE STUDENT'S LAWFUL GUARDIANS

—記—

学生氏名 (NAME OF STUDENT) _____ 性別 (SEX) 男 / 女

本国住所 (ADDRESS IN HOME COUNTRY) _____

TELEPHONE

電話番号 _____

生年月日 (DATE OF BIRTH) _____ 年 _____ 月 _____ 日 派遣元地区番号 _____
YEAR MONTH DAY SPONSOR DISTRICT NUMBER

上記の通りであることを確認いたします。

WE HEREBY CERTIFY THAT ABOVE STATEMENT IS TRUE AND CORRECT.

国際ロータリー第 _____ 地区
ROTARY INTERNATIONAL DISTRICT _____
地区ガバナー GOVERNOR

_____ (印)
署名/押印

東京都港区芝公園 2-6-15
黒龍芝公園ビル 4階 〒105-0011
ロータリー青少年交換管掌
ROTARY YOUTH EXCHANGE LIAISON OFFICER
ガバナー会議長

青少年交換委員長
CHAIRMAN, YOUTH EXCHANGE COMMITTEE

_____ (印)
署名/押印

_____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ (印)
署名/押印

年 月 日

備考：この書式は、在留資格証明書に代わるものとなっております。

RIP 保険加入確認 自国保険加入確認

受入学生（IBS）の移動届運用指針 Ver.1.1

2025.8.6

- （一般事項：訪問と旅行）
 - ・ IBS 参加の RYE プログラムの妨げになる保護者訪問は出来ない。
 - ・ 訪問時期は、RI の指針に従って、IBS 帰国時期の 2 ヶ月前以降にする。
 - ・ 帯同旅行地域は、国内 3 4 地区に限り許可、海外は厳禁。また、旅行期間中 IBS は、RYE プログラムから一時離脱若しくは完全離脱とし、責任の全ては保護者とする。

- （旅行と移動届について）（Ver.1）
 - ・ 地区、クラブ主催：国内、海外ともに許可。（移動届不要）
 - ・ 日常、H/F 同伴：国内は許可、海外は厳禁。（地区外移動届 01）
 - ・ 修学旅行：国内修学旅行は認める。（地区外移動届 02）
海外修学旅行を認める。（修学旅行移動届 03）
 - ・ 保護者帯同：一時離脱型
 - ・ 国内旅行は認める。（学生と保護者旅行移動届 04）
海外旅行は厳禁。
 - ・ 完全離脱型
 - ・ 国内、海外旅行とも認める。（学生と保護者旅行移動届 05）

	旅行形態	国内	海外	RYEP	移動届
IBS	地区・クラブ主催	○	○	継続	不要
	日常、H/F 同伴	○	×	継続	地区外移動 01
	修学旅行	○	—	一時離脱	修学旅行 02
		—	○		修学旅行 03
	保護者帯同	○	×	完全離脱	一時離脱 04
		○	○		完全離脱 05

- （来日 IBS が海外旅行に出る際の保険について）（Ver.1）
交換プログラムの継続若しくは一時離脱のプログラム形態で、IBS が海外に旅行する場合は、保険型「B」（ケガ・病気 1 億円）を新たに付保する必要があります。

完全離脱の場合には、居住する市区町村役所で国民健康保険の脱退手続きを行い、保険証を返却します。また、保険料の過不足を清算する必要があります。国民健康保険担当窓口で保険料を精算してください。

また、完全離脱となる為、IBS の旅行保険は、その時点でキャンセルとなります。従って、IBS は、改めて旅行保険を付保する必要があります。

（改訂履歴）

Ver.1.0：「旅行と移動届について」の見直し

Ver.1.1：「・一時離脱届 04（保護者同伴国内旅行）」文言訂正

受入学生地区外（国内）移動届 01

★地区外移動日（日帰り・宿泊を問わず）の一週間前までに提出してください
 提出順序：同行責任者 ⇒ホストRC ⇒地区青少年交換委員会

交換学生名	
期間	_____年____月____日から ____月____日
行き先 宿泊先 (宿泊先名・電話 等)	
移動方法	
同行者	
届出日	年 月 日

上記の地区外移動届が同行責任者より当RCに提出されました。当RCは、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。尚、学生の健康・安全・行動に関する一切の責任を負うことを保証致します。

ホストロータリークラブ： _____ ロータリークラブ

会 長： _____

幹 事： _____

担当委員会名： _____

委員長署名： _____

クラブカウンセラー署名： _____

同行責任者	氏 名	
	住 所	〒
	電 話	

受入学生の国内修学旅行に関する移動届 02

Notification of travel outside the district for domestic school excursions

交換学生名 Name of Student	
高等学校名 Name of School	
修学旅行期間 Date of travel	_____年_____月_____日から_____月_____日
旅程 Itinerary	旅程表の詳細資料を添付してください。 Please attach Itinerary
届出日 Date of Notification	_____年_____月_____日

上記の受入学生の国内修学旅行に関する地区外（県外）移動届がホストRCに提出されました。当RCは、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。

ホストRC Host Club Name	
会長署名 Signature of Host Club President	
委員長署名 Signature of Host Club Youth Exchange Officer	
カウンセラー署名 Signature of Host Club Counselor	

宣言

以下に署名した申請者およびその両親または法的保護者は、修学旅行中は、国際ロータリー青少年交換プログラムから一時離脱をします。法の許す限りで、過失あるいは不作為から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、重大な過失あるいは意図的な行為がある場合を除き、青少年交換プログラムから申請者が離脱中に申請者、両親あるいは保護者が損害を与えた場合または申し立てをした場合、すべてのホストファミリーのメンバー、および派遣側と受入側のロータリークラブと地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員を解放し、免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。

DECLARATION

The undersigned APPLICANT and his/her PARENTS or LEGAL GUARDIANS shall leave the Rotary International Youth Exchange Program temporarily during a school excursion. We, to the full extent permitted by law, hereby release and agree to defend, hold harmless, and indemnify all host parents and members of their families, and all members, officers, directors, committee members, and employees of the host and sponsor Rotary clubs and districts, and of Rotary International, from any or all liability for any loss, property damage, personal injury, or death, including any such liability that may arise out of any negligent act or omission, excepting gross negligence or intentional conduct, of any such persons or entities, which may be suffered or claimed by such applicant, parent, or guardian during secede from Youth Exchange program.

学生署名 Signature of Student	
保護者署名 Signature of Parent or Legal Guardians	

受入学生の海外修学旅行に関する移動届 03

Notification of travel outside the district for overseas school excursions

交換学生名 Name of Student	
高等学校名 Name of School	
修学旅行期間 Date of travel	_____年_____月_____日から_____月_____日
旅程 Itinerary	旅程表の詳細資料を添付してください。 Please attach Itinerary
届出日 Date of Notification	_____年_____月_____日

上記の受入学生の海外修学旅行に関する地区外（県外）移動届がホストRCに提出されました。当RCは、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。

ホストRC Host Club Name	
会長署名 Signature of Host Club President	
委員長署名 Signature of Host Club Youth Exchange Officer	
カウンセラー署名 Signature of Host Club Counselor	

宣言

以下に署名した申請者およびその両親または法的保護者は、修学旅行中は、国際ロータリー青少年交換プログラムから一時離脱をします。法の許す限りで、過失あるいは不作為から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、重大な過失あるいは意図的な行為がある場合を除き、青少年交換プログラムから申請者が離脱中に申請者、両親あるいは保護者が損害を与えた場合または申し立てをした場合、すべてのホストファミリーのメンバー、および派遣側と受入側のロータリークラブと地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員を解放し、免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。

DECLARATION

The undersigned APPLICANT and his/her PARENTS or LEGAL GUARDIANS shall leave the Rotary International Youth Exchange Program temporarily during a school excursion. We, to the full extent permitted by law, hereby release and agree to defend, hold harmless, and indemnify all host parents and members of their families, and all members, officers, directors, committee members, and employees of the host and sponsor Rotary clubs and districts, and of Rotary International, from any or all liability for any loss, property damage, personal injury, or death, including any such liability that may arise out of any negligent act or omission, excepting gross negligence or intentional conduct, of any such persons or entities, which may be suffered or claimed by such applicant, parent, or guardian during secede from Youth Exchange program.

学生署名 Signature of Student	
保護者署名 Signature of Parent or Legal Guardians	

受入学生のプログラム一時離脱届 04（保護者同伴国内旅行）（Ver.1.1）

Notification of temporary withdrawal from the program by the inbound student

交換学生名 Name of Student	
同行保護者名 Name of Parent	
旅行期間 Date of travel	_____年____月____日から ____月____日
旅程 Itinerary	旅程表の詳細資料を添付してください。 Please attach Itinerary
届出日 Date of Notification	_____年 _____月 _____日

上記の受入学生と保護者の旅行に関する一時離脱届がホストRCに提出されました。当RCは、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。

ホストRC Host Club Name	
会長署名 Signature of Host Club President	
委員長署名 Signature of Host Club Youth Exchange Officer	
カウンセラー署名 Signature of Host Club Counselor	

宣言

以下に署名した申請者およびその両親または法的保護者は、旅行中は、国際ロータリー青少年交換プログラムから一時離脱をします。法の許す限りで、過失あるいは不作為から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、重大な過失あるいは意図的な行為がある場合を除き、青少年交換プログラムから申請者が離脱中に申請者、両親あるいは保護者が損害を与えた場合または申し立てをした場合、すべてのホストファミリーのメンバー、および派遣側と受入側のロータリークラブと地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員を解放し、免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。

DECLARATION

The undersigned APPLICANT and his/her PARENTS or LEGAL GUARDIANS shall leave the Rotary International Youth Exchange Program temporarily during travel. We, to the full extent permitted by law, hereby release and agree to defend, hold harmless, and indemnify all host parents and members of their families, and all members, officers, directors, committee members, and employees of the host and sponsor Rotary clubs and districts, and of Rotary International, from any or all liability for any loss, property damage, personal injury, or death, including any such liability that may arise out of any negligent act or omission, excepting gross negligence or intentional conduct, of any such persons or entities, which may be suffered or claimed by such applicant, parent, or guardian during secede from Youth Exchange program.

学生署名 Signature of Student	
保護者署名 Signature of Parent or Legal Guardians	

受入学生のプログラム完全離脱届 05

Notification of complete withdrawal from the program by the inbound student

交換学生名 Name of Student	
同行保護者名 Name of Parent	
完全離脱日 Full withdrawal date	年 月 日 (Year/month/day)
届出日 Date of Notification	年 月 日

上記の受入学生のプログラム完全離脱届がホストRCに提出されました。当RCは、関係委員会委員長・カウンセラーおよびホストファミリーとで検討の結果、適当と認めましたので地区委員会へ届け出をいたします。

ホストRC Host Club	ホスト地区 Host District	スポンサー地区 Sponsor District
会長署名 President's signature	委員長署名 Chairperson's signature	委員長署名 Chairperson's signature

宣言

以下に署名した申請者およびその両親または法的保護者は、国際ロータリー青少年交換プログラムから完全離脱をします。法の許す限りで、過失あるいは不作為から起こる可能性も含め、いかなる損失、物的損害、個人の死傷に対する責任についても、重大な過失あるいは意図的な行為がある場合を除き、青少年交換プログラムから申請者が離脱中に申請者、両親あるいは保護者が損害を与えた場合または申し立てをした場合、すべてのホストファミリーのメンバー、および派遣側と受入側のロータリークラブと地区、国際ロータリーのすべての会員、役員、理事、委員会委員、職員を解放し、免責し、保護しかつ損害を与えないことに同意します。

DECLARATION

The undersigned APPLICANT and his/her PARENTS or LEGAL GUARDIANS hereby completely withdraw from the Rotary International Youth Exchange Program. We, to the full extent permitted by law, hereby release and agree to defend, hold harmless, and indemnify all host parents and members of their families, and all members, officers, directors, committee members, and employees of the host and sponsor Rotary clubs and districts, and of Rotary International, from any or all liability for any loss, property damage, personal injury, or death, including any such liability that may arise out of any negligent act or omission, excepting gross negligence or intentional conduct, of any such persons or entities, which may be suffered or claimed by such applicant, parent, or guardian during secede from Youth Exchange program.

学生署名 Signature of Student	
保護者署名 Signature of Parent or Legal Guardian	

(重要管理書類)

カウンセラー月例報告

報告期日：毎月10日までに報告をお願いします。

提出順序：ホストファミリー ⇒ クラブカウンセラー ⇒ 地区青少年交換委員会

年 月 分 交換学生ホスト報告

交換学生名		在学高校名	高校
ホストRC		カウンセラー	
HF			
住 所	〒		
電 話	電話：	FAX：	

HF：ホストファミリー

①健康状態

②通学・勉強状況

③家庭生活

④ロータリー等の行事参加状況

⑤見学・旅行

⑥その他

日本版国際ロータリー青少年交換長期来日学生用保険案内
 RIJYEM Insurance Plan for RYE Inbound LTEP Students
 (RIJYEM : Rotary International Japan Youth Exchange Committee)

1) **概要:** 国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構 (以下 RIJYEM) は、来日学生のために RIJYEM Insurance Plan を案内しています。このプランは、大きく二つの保険団体によって構成されています。一つは、日本の国民健康保険 (NHI) です。日本国内での傷害・疾病・歯科の治療が給付されます。他方は、引受保険会社ジェイアイ傷害火災保険会社 (JI) の海外旅行保険と事故対策費用保険で、傷害死亡・傷害後遺障害・個人賠償責任・携行品損害・航空機遅延費用・救援者費用・傷害治療・疾病治療を補償します。

(ジェイアイ傷害保険の詳細は 4/5 頁の海外旅行保険の概要、678 頁のインバウンド保険の概要をご参照願います)

(国民健康保険の詳細は 9 頁の国民健康保険の概略をご参照願います)

2) **保険加入資格者:** 国際ロータリー青少年交換プログラム の来日学生

3) **補償内容:**

補償内容	保険金額	保険期間	備考	保険団体
傷害死亡	1,000 万円	ドア to ドア	自己負担 0 円	JI
傷害後遺傷害	1,000 万円			
個人賠償責任	1 億円			
救援者費用	500 万円			
携行品損害 (時価払)	10 万円			
航空機遅延費用	2 万円			
傷害後遺傷害	50 万円	自宅 to 入国	自己負担 0 円	JI
治療・救援費用	1 億円	出国 to 自宅		
旅行事故対策費用保険 基本契約 (見舞費用・ 救援者費用・事故対応 費用・臨時費用)	100 万円	入国 to 出国		
傷害治療費用	500 万円			
疾病治療費用	500 万円			
緊急避難 (自然災害等)	500 万円			
傷害治療費用	無制限	入国 to 出国	自己負担 30%	NHI
疾病治療費用				
歯科治療費用				

注記:

- ・補償内容と保険金額の詳細は、保険概要を確認してください。
- ・保険期間: 「ドア to ドア」は、自国の自宅を出てから自宅に戻るまでの期間。
 : 「入国 to 出国」は、日本国内に入国した時から日本国外を出国するまでの期間。
 : 「自宅 to 入国」は、自国の自宅を出てから日本国内に入国するまでの期間。
 : 「出国 to 自宅」は、日本を出国してから自宅に帰るまでの期間。
- ・NHI 加入手続きは、日本国内に入国した日から 14 日以内に行ってください。
- ・自己負担: 傷害・疾病・歯科治療費の 30% は自己負担金が必要です。しかし、既往症治療、歯科治療費を除いて、自己負担金は JI の傷害治療費用・疾病治療費用で 1 回のケガまたは疾病につき、500 万円を限度に補償されます。(免責条件に該当した場合、保険金はお支払いできません。)
- ・基本保険期間短縮による返戻金は、保険期間が 6 ヶ月以内の場合に適用します。

4) 保険料 (1名分)

RIJYEM 保険 Plan	12 か月
保険料	121,241 円

・NHIの費用(税)は別途必要となります。(原則来日学生支払)

5) ジェイアイ傷害火災保険への保険金請求方法：

ケガ、病気等で病院へ治療費を支払う際は、国民健康保険(NHI)を使用し、窓口で3割の自己負担分を支払った後、RIJYEMを通じてジェイアイ傷害火災保険会社(JI)へ自己負担分の保険金請求手続きを行って下さい。(領収書必要)

但し、母国の自宅を出てから日本入国まで、日本出国から母国の自宅到着までは国民健康保険(NHI)は適用不可のため、直接ジェイアイ傷害火災保険会社(JI)への保険金請求となります。保険金請求手続きは必ずホストファミリーまたは地区委員長を通して行って下さい。

6) 連絡先：

(対応言語：英語、中国語、スペイン語、韓国語、ポルトガル語、日本語)

24時間緊急支援サービス	
エマージェンシー・アシスタント・ジャパン (E A J)	0800-080-2500

(対応言語：日本語のみ)

(取扱代理店) <u>(株) JTB 京都支店</u>	075-365-7722 (受付時間) 9:30~17:30 (土日・祝日・年末年始を除く)
(引受保険会社) ジェイアイ傷害火災保険(株)	(事故・保険金請求に関するご相談) 0120-395470 (フリーダイヤル) (事故受付) 24時間 365日対応
	(保険の内容に関する一般的なご相談) 06-6342-1880 (受付時間) 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)

(注) 国民健康保険に関するお問い合わせは、各市町村へお問い合わせ願います。

●注意

実際の保険金請求に関しては、緊急の場合以外、まず RIJYEM 事務局に連絡を入れてください。

RIJYEM 事務局

T E L : 03-6431-8016 e-mail : rijyem@air.ocn.ne.jp

海外旅行保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 【注】同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払っている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	1. 次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しているの運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変 ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転 2. むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	
救援者費用 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット	被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または3日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登山中に遭難した場合 ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤海外旅行中に誘拐され公的機関に届出した場合 など	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。(【保険金をお支払いする主な場合】の左記⑤は300万円上限) ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復運賃(救援者3名分まで) ③救援者の宿泊施設客室料(救援者3名分かつ1名につき14日分まで) ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用(払戻しを受けた金額等は控除します。) ⑤遺体処理費用(100万円まで)、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等(合計20万円まで)	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】の①、②、③、⑦、⑧により生じた事故に加え、 ・むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ・妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気(保険期間が31日までの契約に限り、妊娠初期の異常(妊娠満22週以後の発生は除く)により治療を開始した場合については保険金を支払います。) ・歯科疾病 【注】旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、【救援者費用】のお支払いはできません。 など
個人賠償責任	海外旅行中に偶然的な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 【注】責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 (※) 次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害 ・居住施設内の部屋、部屋内の動産(戸室全体を賃借している場合を除きます。)に与えた損害 ・賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害	1回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 【注】賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ・所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任(※) ・心神喪失に起因する損害賠償責任 ・暴行・殴打による損害賠償責任 ・自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ・罰金、違約金、懲罰的賠償金など

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品 損害 (時価 払)	<p>海外旅行中に携行品^(※)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合</p> <p>(※) 被保険者が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。)かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登山等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど 被保険者が携行していない物 	<p>携行品1つ(1点・1組または1対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計5万円)を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。</p> <p>注1 損害額とは時価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除して算出した金額)または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費を支払います。</p> <p>注2 旅券は、旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします(1事故につき合計10万円まで)。</p> <p>注3 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> 差押え等の公権力の行使 携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故(故障等) 置き忘れ、紛失^(※) <p>など</p> <p>(※) 日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。</p> <p>有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。</p> <p>ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。</p>
航空機 遅延費 用	<p>海外旅行中に次のいずれかに該当した場合</p> <p>①搭乗予定の航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休または搭乗した航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合</p> <p>②搭乗した航空機の遅延(搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。)または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合</p>	<p>被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、1回につき、2万円を支払いの限度とします。</p> <p>①出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間の宿泊施設等客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費(払戻しを受けた額等を控除します。)</p> <p>②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等</p>	<p>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の⑦、⑧により生じた損害に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 地震・噴火、これらによる津波 <p>など</p>

用語のご説明

- 「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
- 「海外旅行中」とは、保険期間中であつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- 「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

インバウンド保険（旅行事故対策費用保険）の概要

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
基本契約	見舞費用 旅行者が次の①～⑧に該当した事により被保険者が費用を負担した場合 ①責任期間中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日から180日以内に死亡または通算して7日以上入院した場合 ②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難してから48時間を経過しても、なおその旅行者が発見されない場合 ③責任期間中に身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合 ④責任期間中に病気または妊娠、出産、早産もしくは流産により、死亡した場合 ⑤責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産は含みません。）により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（責任期間中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。） ⑥責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産による病気および歯科疾病は含みません。）により、7日以上続けて入院した場合（責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ⑦責任期間中に自殺行為を行い、その日を含めて180日以内に死亡または7日以上続けて入院した場合 ⑧責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合	旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ①弔慰金：旅行者が死亡した場合に負担した費用（旅行者1名につき保険期間を通じ30万円限度） ②見舞金：旅行者が死亡以外の場合に負担した費用（旅行者1名につき保険期間を通じ10万円限度） 注 上記①②が重複する場合は30万円が限度となります。 旅行者の救援者に対して被保険者が負担した次の費用を救援者2名分を限度としてお支払いします。 ①救援者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費 ②現地における救援者の宿泊費（1名につき14日分限度） ③渡航手続費 ④死亡した旅行者の遺体を現地から自宅まで移送した費用 ⑤現地および移送中における遺体処理に要した費用 ⑥通算して7日以上入院した旅行者を現地から自宅まで移送した費用（ただし、その旅行者が通常要する運賃は除きます。） 被保険者が負担した次の費用をお支払いします（ただし、左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧の事由が生じた日から180日以内に負担した費用に限ります。）。 ①被保険者の役員、使用人または代理人を現地に派遣した場合の交通費（往復交通費および現地交通費）・宿泊費・渡航手続費・出張手当（出張手当は、1人1日につき1万円限度。ただし、出張規定の定めがない場合は1人1日につき5,000円限度） ②ランドオペレーターに事故対応のために支払った費用（1人1日につき1万円かつ通算して50人日分を限度） ③通信費用 ④旅行者の法定相続人またはその代理人と対応した場合のホテル・事務所等の対応施設借上げ費用、旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問した場合の交通費および宿泊費（宿泊費は、1名につき14日分限度） ⑤遭難した旅行者の捜索活動のために要した現地捜索費用 被保険者が臨時に負担した費用として、救援者費用保険金と事故対応費用保険金との合計額の20%に相当する額をお支払いします。 注1 合計額には【事故対応費用】①の出張手当分は含まれません。 注2 お支払いする臨時費用保険金の額は、保険期間を通じ、次の算式によって算出した額を限度とします。（30万円×左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧に該当した旅行者数）	次の①～⑨のいずれかにより生じた事故 ①保険契約者、被保険者や旅行者の故意または重大な過失 ②旅行者のけんかや犯罪行為 ③旅行者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転 ④旅行者の心神喪失 ⑤地震、噴火、これらによる津波 ⑥戦争、革命などの事変や暴動 ⑦核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑧ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 など
	救援者費用 ①責任期間中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日から180日以内に死亡または通算して7日以上入院した場合 ②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難してから48時間を経過しても、なおその旅行者が発見されない場合 ③責任期間中に身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合 ④責任期間中に病気または妊娠、出産、早産もしくは流産により、死亡した場合 ⑤責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産は含みません。）により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（責任期間中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。） ⑥責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産による病気および歯科疾病は含みません。）により、7日以上続けて入院した場合（責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ⑦責任期間中に自殺行為を行い、その日を含めて180日以内に死亡または7日以上続けて入院した場合 ⑧責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合	旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ①弔慰金：旅行者が死亡した場合に負担した費用（旅行者1名につき保険期間を通じ30万円限度） ②見舞金：旅行者が死亡以外の場合に負担した費用（旅行者1名につき保険期間を通じ10万円限度） 注 上記①②が重複する場合は30万円が限度となります。 旅行者の救援者に対して被保険者が負担した次の費用を救援者2名分を限度としてお支払いします。 ①救援者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費 ②現地における救援者の宿泊費（1名につき14日分限度） ③渡航手続費 ④死亡した旅行者の遺体を現地から自宅まで移送した費用 ⑤現地および移送中における遺体処理に要した費用 ⑥通算して7日以上入院した旅行者を現地から自宅まで移送した費用（ただし、その旅行者が通常要する運賃は除きます。） 被保険者が負担した次の費用をお支払いします（ただし、左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧の事由が生じた日から180日以内に負担した費用に限ります。）。 ①被保険者の役員、使用人または代理人を現地に派遣した場合の交通費（往復交通費および現地交通費）・宿泊費・渡航手続費・出張手当（出張手当は、1人1日につき1万円限度。ただし、出張規定の定めがない場合は1人1日につき5,000円限度） ②ランドオペレーターに事故対応のために支払った費用（1人1日につき1万円かつ通算して50人日分を限度） ③通信費用 ④旅行者の法定相続人またはその代理人と対応した場合のホテル・事務所等の対応施設借上げ費用、旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問した場合の交通費および宿泊費（宿泊費は、1名につき14日分限度） ⑤遭難した旅行者の捜索活動のために要した現地捜索費用 被保険者が臨時に負担した費用として、救援者費用保険金と事故対応費用保険金との合計額の20%に相当する額をお支払いします。 注1 合計額には【事故対応費用】①の出張手当分は含まれません。 注2 お支払いする臨時費用保険金の額は、保険期間を通じ、次の算式によって算出した額を限度とします。（30万円×左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧に該当した旅行者数）	次の①～⑨のいずれかにより生じた事故 ①保険契約者、被保険者や旅行者の故意または重大な過失 ②旅行者のけんかや犯罪行為 ③旅行者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転 ④旅行者の心神喪失 ⑤地震、噴火、これらによる津波 ⑥戦争、革命などの事変や暴動 ⑦核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑧ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 など
	事故対応費用 ①責任期間中の事故によるケガが原因で、事故の発生の日から180日以内に死亡または通算して7日以上入院した場合 ②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により遭難してから48時間を経過しても、なおその旅行者が発見されない場合 ③責任期間中に身体に不法な支配を受け行動の自由を妨げられた場合 ④責任期間中に病気または妊娠、出産、早産もしくは流産により、死亡した場合 ⑤責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産は含みません。）により、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡した場合（責任期間中に医師の治療を開始しその後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。） ⑥責任期間中に発病した病気（妊娠、出産、早産、流産による病気および歯科疾病は含みません。）により、7日以上続けて入院した場合（責任期間中に医師の治療を開始した場合に限ります。） ⑦責任期間中に自殺行為を行い、その日を含めて180日以内に死亡または7日以上続けて入院した場合 ⑧責任期間中に行方不明となり、48時間を経過しても発見されなかった場合	旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。 ①弔慰金：旅行者が死亡した場合に負担した費用（旅行者1名につき保険期間を通じ30万円限度） ②見舞金：旅行者が死亡以外の場合に負担した費用（旅行者1名につき保険期間を通じ10万円限度） 注 上記①②が重複する場合は30万円が限度となります。 旅行者の救援者に対して被保険者が負担した次の費用を救援者2名分を限度としてお支払いします。 ①救援者の住所から現地までの往復交通費および現地交通費 ②現地における救援者の宿泊費（1名につき14日分限度） ③渡航手続費 ④死亡した旅行者の遺体を現地から自宅まで移送した費用 ⑤現地および移送中における遺体処理に要した費用 ⑥通算して7日以上入院した旅行者を現地から自宅まで移送した費用（ただし、その旅行者が通常要する運賃は除きます。） 被保険者が負担した次の費用をお支払いします（ただし、左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧の事由が生じた日から180日以内に負担した費用に限ります。）。 ①被保険者の役員、使用人または代理人を現地に派遣した場合の交通費（往復交通費および現地交通費）・宿泊費・渡航手続費・出張手当（出張手当は、1人1日につき1万円限度。ただし、出張規定の定めがない場合は1人1日につき5,000円限度） ②ランドオペレーターに事故対応のために支払った費用（1人1日につき1万円かつ通算して50人日分を限度） ③通信費用 ④旅行者の法定相続人またはその代理人と対応した場合のホテル・事務所等の対応施設借上げ費用、旅行者の法定相続人またはその代理人が日本国内における被保険者の営業店舗または被保険者の指定する連絡場所を訪問した場合の交通費および宿泊費（宿泊費は、1名につき14日分限度） ⑤遭難した旅行者の捜索活動のために要した現地捜索費用 被保険者が臨時に負担した費用として、救援者費用保険金と事故対応費用保険金との合計額の20%に相当する額をお支払いします。 注1 合計額には【事故対応費用】①の出張手当分は含まれません。 注2 お支払いする臨時費用保険金の額は、保険期間を通じ、次の算式によって算出した額を限度とします。（30万円×左記【保険金をお支払いする場合】の①～⑧に該当した旅行者数）	次の①～⑨のいずれかにより生じた事故 ①保険契約者、被保険者や旅行者の故意または重大な過失 ②旅行者のけんかや犯罪行為 ③旅行者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転 ④旅行者の心神喪失 ⑤地震、噴火、これらによる津波 ⑥戦争、革命などの事変や暴動 ⑦核燃料物質による事故または放射能汚染 ⑧ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動 ⑨自動車、オートバイ、モーターボート等による競技、競争、興行、試運転 など
特約	旅行者が、責任期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受け、被保険者がその費用を負担した場合（義手、義足の修理を含みます。）	1回のケガ・病気につき、旅行者の治療のために被保険者が支出した費用で、社会通念上妥当な次の金額を傷害・疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。ただし、旅行者が日本国内に出国した時から日本国外に出国するまでの間に負担した治療費用に限ります。 ①診察費・入院費関係（入院による治療を要するにもかかわらず病院が利用できない場合や医師の治療を受け医師の指示により宿泊施設で静養した場合の宿泊施設客室料、病院への緊急移送費等の費用を含みます。）、入院・通院のための交通費および治療のために必要な通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所の消毒を命じられた場合の消毒費用（【疾病治療費用】に限ります。） ④入院により必要となった旅行者の通信費および身の回り品購入費（身の回り品購入費は5万円、通信費と合算で20万円を1回のケガ、病気の限度とします。） ⑤医師の治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための旅行者の交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額がある場合は、その額を控除します。） 注 健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が支払わなくてもよい部分、また、日本国内において同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払うことが必要とされ	●上記【基本契約】の【保険金をお支払いできない主な場合】①～⑨によって生じたケガに加え、以下により生じたケガ ①旅行者の自殺行為 ②旅行者の脳疾患または病気 ③旅行者の妊娠、出産、早産、流産 ④旅行者に対する外科的手術（事故による傷害の治療を除きます。） ●旅行者のむちうち症または腰痛などで医学的 他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病治療費用	<p>旅行者が、日本滞在中に発病した病気(妊娠、出産、早産、流産は含みません。)により医師の治療を受け、被保険者がその費用を負担した場合</p> <p>注 日本入国前に発病した病気または持病による【疾病治療費用】のお支払いはできません。</p>	ない部分はお支払いできません。	<p>●上記【基本契約】の【保険金をお支払いできない主な場合】①、②、⑥、⑦により発病した病気に加え、</p> <p>①旅行者の自殺行為により発病した病気</p> <p>②旅行者が被ったケガによる病気</p> <p>③旅行者の妊娠、出産、早産、流産による病気</p> <p>④旅行者の歯科疾病</p> <p>⑤旅行者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病</p> <p>●旅行者のむちうち症または腰痛などで医学的 他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものなど</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">特約</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">安全退避費用</p>	<p>旅行者が責任期間中に次の①～③のいずれかに該当したことにより安全退避を要し、被保険者が安全退避費用を負担した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>安全退避…</p> <p>下記①から③までに定める事由を直接の原因として、旅行者が安全を確保するために渡航先の国から、次のaからcまでのいずれかの国に、退避することをいいます。</p> <p>a.渡航先の国</p> <p>b.旅行者の母国または居住国</p> <p>c.旅行者の旅を主催した教育機関または文化機関の所在国</p> </div> <p>① 旅行者の渡航先において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合</p> <p>ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動(注1)またはテロ行為(注2)</p> <p>イ. 運送・宿泊機関等の事故または火災</p> <p>ウ. 渡航先に対する退避勧告等の発出(注3)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注1)</p> <p>群衆または多数の者の集団の行動によって全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>(注2)</p> <p>政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p>(注3)</p> <p>退避勧告等が渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。</p> </div> <p>② 旅行者に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合</p> <p>③ 旅行者に対して災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第60条(市町村長の避難の指示等)または第61条(警察官等の避難の指示)に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合</p>	<p>旅行者またはその法定相続人に対して被保険者が負担した次の費用をお支払いします。</p> <p>①航空運賃等交通費</p> <p>旅行者の安全退避に要する航空機、船舶等の運賃をいいます。ただし、旅行者が安全退避したことにより払戻しを受けた運賃はこの費用の額から控除します。</p> <p>②宿泊施設(注1)の客室料および諸雑費</p> <p>ア. 安全退避の行程における旅行者の宿泊施設(注1)の宿泊料をいい、旅行者1名につき、14日分を限度とします。ただし、旅行者が安全退避したことにより払戻しを受けた金額または旅行者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。</p> <p>イ. 諸雑費とは、被保険者または旅行者が必要とした国際電話料等通信費、旅行者の渡航手続費(注2)等をいいます。</p> <p>ウ. アおよびイの費用は、旅行者1名につき、合計して20万円を限度とします。</p> <p>(注1)ホテル等の宿泊施設をいい、住宅等の居住施設を除きます。</p> <p>(注2)旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。</p>	<p>次の①～④のいずれかにより生じた事故</p> <p>①保険契約者、被保険者や旅行者の故意または重大な過失</p> <p>②旅行者のけんかや犯罪行為</p> <p>③旅行者による自動車、オートバイの無資格運転、酒酔運転</p> <p>④旅行者の心神喪失</p> <p style="text-align: right;">など</p>
			7 / 13

国民健康保険の概要

Guide to National Health Insurance (NHI) System of Japan

日本では、日本国内に住所を持つ人は誰もが国民健康保険などの公的医療保険に加入する皆保険制度がとられており、保険の給付により、病院などで診療を受けた際に支払う医療費（自己負担額）が少なくてすみます。住民登録をしている方は、すべて公的医療保険に加入する義務があります。

Japan has a universal healthcare system, where any person who has an address in Japan must enroll in public health insurance programs, such as national health insurance. As parts of the medical expenses are covered by insurance benefits, your actual payment for care at medical institutions is quite low. All registered residents are obligated to enroll in public health insurance.

●国民健康保険に加入できない人

- ・ 住民登録をしていない人
- ・ すでに他の公的医療保険（企業などで働く人を対象とした被用者保険など）に加入している人とその扶養家族
- ・ 生活保護を受けている人

●People Who Are Ineligible for National Health Insurance

- Those who have not completed resident registration.
- Those who have already joined another public health insurance plan (e.g., employee's health insurance plan), and their dependents
- Those who receive public assistance

●届出が必要なとき

下記に該当する場合は、その日から14日以内に保険年金課で手続きをしてください。なお、保険の資格は、届出をした日からではなく、保険に加入すべき日にさかのぼって取得することになります。なお、14日以内に届出をしないと保険の給付を受けられない場合があります。

●When Notification are Necessary

If any of the situations listed below occur, complete the necessary procedures within 14 days at the Health Insurance and Pension Section of the City Office. The starting date for insurance membership is not from the day that you file notification, but retroactive to the day that you were considered eligible and should have enrolled. There may be cases where you will not be able to receive insurance benefits unless you file a notification within 14 days.

○国民健康保険に加入するとき

- ・ 住民登録したとき
- ・ 勤め先をやめたとき（勤め先の被用者でなくなったとき）
- ・ 子どもが生まれたとき
- ・ 生活保護を受けなくなったとき

○ When you must join National Health Insurance:

- Upon completing resident registration.
- Upon leaving your employer (i.e., when you are no longer covered by your employer's health insurance program.)
- Upon the birth of a baby.
- Upon termination of public assistance.

○国民健康保険をやめるとき

- ・ 出国するとき
- ・ 勤めをはじめたとき（被用者保険に加入したとき）
- ・ 死亡したとき
- ・ 生活保護を受けたとき

- When you must withdraw from National Health Insurance:
 - When you leave Japan.
 - When you start working (join an employee's health insurance plan)
 - Upon the policyholder's death.
 - When you start to receive public assistance.

○その他

- ・ 紛失などのため保険証を再発行するとき

○ Other cases:

- Upon a change in the household's members or address.
- Upon the need to have the insurance certificate reissued due to loss or other reason.

●保険料の決め方

国民健康保険に加入した人（被保険者）は、保険料を納めなければなりません。保険料は、前年の所得額と世帯人数を基礎にして世帯単位で計算され、世帯主が納めます。

●Insurance Tax (Premiums)

Once enrolled in national health insurance, you must pay tax (premiums).

Tax (Premiums) are calculated by household unit, based on income of the previous year and the number of household members. The head of the household is responsible for making the payments.

●保険料の納め方

国民健康保険の保険料を納める期限は毎月末日で、①納付書により支払う方法、②預金口座から引き落とす方法、③年金から差し引いて納める方法があります。年間の保険料（12 か月分）は、6 月から翌年3 月までに10 回に分割して納めていただきます。

・ ①の納付書により支払う場合

6 月に保険年金課から納付書を郵送します。最寄りの金融機関、区役所・特別出張所の窓口、コンビニエンスストアで納期限までに納めてください。コンビニエンスストアでは、夜間や土・日曜でも納められます。

・ ②の口座から引き落とす場合

預金口座のある金融機関または保険年金課に口座振替依頼書を提出することで、この方法を利用できます。

・ ③の年金から差し引いて納める場合

世帯全員が65 歳～ 74 歳で、世帯主が一定額以上の年金を受け取っている場合は、保険料は年金から自動的に差し引いて納められます。その場合は、年金が支払われる偶数月の支給額から2 回分の保険料額が差し引かれます。また、希望により口座から引き落とす方法に変更することもできます。

●Payment of Insurance Tax (Premiums)

The due date for paying the tax (premiums) for National Health Insurance is the end of every month. There are three ways to pay:

(1) Paying using a payment invoice, (2) arranging for automatic deductions from your bank account, and (3) deductions from your pension.

Annual tax (premiums) are divided into 10 payments made from June to March of the following year

- (1) Payment using a payment invoice

Each year in June, a payment invoice is mailed from the Health Insurance and Pension Section of the City Office. The payment must be made by the due date at a local financial institution, the Office or a special branch office, or a convenience store.

Insurance tax (premiums) payments can be made at convenience stores even at night, on Saturdays and Sundays.

- (2) Automatic deductions from your bank account

This method can be used by submitting a bank transfer request form to the financial institution where your bank account is located, or to the Health Insurance and Pension Section.

- (3) Deductions from your pension

If your entire household is made up of persons between the ages of 65 and 74, and the head of household receives a pension exceeding a certain amount, insurance tax (premiums) are paid through automatic deductions from their pension. In this case, an insurance tax (premium) covering 2 months is deducted from the pension, paid on even months. In addition, you may also change the deduction method so that payment

is deducted from your bank account.

●保険の給付

病気やけがのため病院等で治療を受ける際に保険証を提示すると、保険から給付が行われ病院等で支払う金額（自己負担額）は次のとおりとなります（制度改正により変更になる場合があります）。

- ・ 小学校入学前（6歳の3月31日まで）の乳幼児：医療費の20%
- ・ 小学校入学（6歳の4月1日から）の児童から70歳未満の人：医療費の30%
- ・ 70歳以上から75歳未満の人：医療費の10%（一定以上の所得の方は30%）

●National Health Insurance Coverage

If you obtain medical care at a hospital or other healthcare facility due to illness or injury and you present your insurance card, you will be covered by the insurance, and the amount that you must pay to the hospital (out-of-pocket expenses) is as follows (The system may be revised and changed).

- Children not yet enrolled in elementary school (up to 6 years old as of March 31): 20% of medical expenses
- Elementary school children (6 years old as of April 1) to persons under 70 years of age: 30% of medical expenses
- Persons aged 70 years to 75: 10% of medical expenses (30% for those whose income exceeds a certain amount)

○ 保険から給付が行われない場合（全額自己負担になる場合）

- ・ やむを得ない事情を除き、必要な届出を14日以内にしなかったとき
- ・ 保険を扱う病院等があるのに、保険を扱わない病院等にかかったとき
- ・ 保険で規定した以外の治療を受けたとき
- ・ 自己の犯罪行為、故意、けんか、泥酔などにより病気やけがをしたとき

○Cases Where Insurance Coverage Is Not Available (When You Are Responsible for Paying the Full Cost of Medical Care)

- When the necessary notifications are not made within 14 days, with the exception of extraordinary circumstances
- When a patient is treated at a hospital or other medical facility that does not accept insurance even though an alternate hospital or medical facility that does accept insurance is available
- When a patient receives treatment that is not covered by insurance.
- When a patient becomes ill or injured intentionally, due to a criminal act, fight, drunkenness, etc.

○高額療養費の支給

保険証の提示により病院等に支払った自己負担額が限度額を超えたときは、申請を行うことで高額療養費（限度額を超えた金額）が払い戻されます。

○Reimbursement for High Medical Expenses

When out-of-pocket expenses paid by a patient to a hospital or other medical facility based on presentation of an insurance certificate exceeds the maximum amount for out-of-pocket expenses, the amount in excess will be reimbursed later as a High Medical Expense if you submit an application.

●その他

○出産育児一時金の支給

加入者が出産したとき、出産育児一時金が支払われます。

○葬祭費の支給

加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費が支払われます。

○交通事故にあったとき

加入者が交通事故などでけがをし、保険証を提示して治療するときは、必ず保険年金課に届け出てください。加害者が治療費を負担するのが原則ですが、加害者の負担が当面期待できないとき、保険の給付で一時治療費を支払い、後日、加害者に支払った分を請求します。

●Other

○Childbirth Subsidy

When an insured person under NHI has a baby, they can receive a childbirth subsidy.

○Subsidy for Funeral Costs When an insured person under NHI passes away, a subsidy for the funeral costs will be paid to the person who arranged the funeral.

○In Case of Traffic Accidents

In the event that a person covered by insurance is injured in a traffic accident, etc. and wishes to receive treatment by presenting their insurance certificate, appropriate notification must be submitted to the Health Insurance and Pension Section. Although in principle, medical fees must be paid by the person who caused the accident, they will

temporarily be paid for by insurance if that person is not able to pay for some time. The person who caused the accident is charged for the fees at a later date.

海外旅行保険死亡保険金受取人に関する同意書

ジェイアイ傷害火災保険株式会社と **RIJYEM** との間で締結された海外旅行保険契約について、死亡保険金受取人を〇〇〇〇である〇〇〇〇とすることに同意します。

また、保険金請求に際して、保険会社から被保険者である私の親族等へ直接事実確認等を行うことについても異議ありません。

なお、ジェイアイ傷害火災保険株式会社との保険契約内容に変更が生じた場合にはあらたに同意書を取り交します。

証券番号： _____ (記入しないでください)

被保険者： _____
(保険の対象となる方)

保険金額：

傷 害 死 亡
1, 0 0 0 万円

保険期間： _____ / _____ / _____ より _____ / _____ / _____ まで
(例示：15/August/2016)

死亡保険金受取人： _____

被保険者との関係： _____

平成 年 月 日

被保険者署名 _____

同意書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 殿

同意者（保護者）署名： _____

私（保護者）は、子（被保険者） _____ が未成年者であることに伴い、以下の事項について同意します。

保険金請求及び受領	被保険者が日本滞在中における、100万円未満の海外旅行保険の治療救済費用保険金請求及び受領 (保険証券番号： _____) (記入しないでください)
-----------	--

上記保険金の支払先	住所	
	氏名	

本書面取り付ける理由

民法第5条（未成年者の法律行為）に「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」という条文に基づき、取得が必要な書面となります。何卒ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

旅行事故対策費用保険金請求書

ジェイアイ傷害火災保険株式会社 御中

年 月 日

下記内容が事実と相違ないことを確認し、保険金を請求します。

〈個人情報の取扱い〉 本件事故に関して、保険金支払および保険事故の調査などに必要な範囲において、個人情報を取得・利用すること、また、法令等による場合や調査のため必要な場合には、業務委託先・調査先等へ提供することに同意します。また、他の保険契約等がある場合、その保険契約等の損害保険会社・共済等に対して、貴社の負担部分を超える額を求償するために必要な情報（支払責任額等契約の内容、損害額等事故に関する情報、支払保険金等に関する情報）を提供すること、もしくは、その損害保険会社・共済等から提供を受け利用すること、その損害保険会社・共済等が貴社へ提供すること、もしくは、貴社から提供を受け、利用することに同意します。
※詳しくは、弊社ホームページ「個人情報の取扱い（保護宣言）」をご参照いただくか、弊社社員にお問合わせください。

証券番号

保 險 金 請 求 者	〒 	保 險 金 支 払 指 図 欄	下記口座へ振り込んでください。 (ゆうちょ銀行は店番号に「記号」、「口座番号」に番号をご記入ください)			
	住所		フリガナ		支店 (支所)	
	氏名		<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組			
	ご希望の連絡手段 <input type="checkbox"/> TEL - - <input type="checkbox"/> FAX - - <input type="checkbox"/> e-mail (<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 携帯)		普通 (総合) 当座	店 番 号 / 記 号	口 座 番 号 / 番 号	-
		フリガナ	-	-	-	
		<input type="checkbox"/> 座 名義				

旅 行 者	フリガナ	性 別	生年月日
	氏 名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女	年 月 日

事 故 ・ 傷 病 に つ い て	発生の日時	発生の場所
	年 月 日 午 前 後 時 分	
発生状況（傷害又は急性中毒の場合は、その部位・症状・治療の経過など詳細）		

	臨 費 対 象 外 費 目	臨 費 対 象 費 目		
請 求 金	見舞費用保険金	弔慰金 ¥ _____		
		見舞金 ¥ _____		
	救 援 者 費 用 保 険 金	交通費	① ¥ _____	
		宿泊費	② ¥ _____	
		渡航手続費	③ ¥ _____	
		遺体移送料・遺体処理料	④ ¥ _____	
		傷者移送費	⑤ ¥ _____	
		事故対応費用保険金	社員派遣費（出張手当を除く）	⑥ ¥ _____
	金 額	出張手当 ¥ _____		
		ランドオペレーター費用	⑦ ¥ _____	
通信費		⑧ ¥ _____		
緊急費用		⑨ ¥ _____		
臨費対象外の合計		⑩ ¥ _____		
		⑪ ¥ _____	臨時費用 (⑩×20%)	
			⑫ ¥ _____	
	傷害治療費用保険金	⑬ ¥ _____		
	疾病治療費用保険金	⑭ ¥ _____		
	通訳雇入費用保険金	⑮ ¥ _____		
事故対策費用保険金の合計 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮) ¥ _____				

他 保 険	有 ・ 無	会 社 名	連 絡 先 ・ 担 当 者	保 険 の 種 類 ・ 証 券 番 号	保 険 金 額
			TEL 担当者		

Questionnaire for Your First

1. What do I call you?
2. What do you want me to do in the house in addition to:
make my bed every day?
always keep my room tidy?
clean the bathroom every time I use it?
3. What is the laundry procedure? Where should I put dirty clothes until wash day?
4. Should I wash my own underclothes?
5. Should I do my own ironing?
6. May I use the iron , washing machine , sewing machine , etc. at any time?
7. Where may I keep my toiletries?
8. When is a convenient time for me to use the shower / bath?
9. May I use bathroom toiletries , i.e. , toothpaste , soap , etc.?
10. What time are meals?
11. What can I do to assist at meal times :
set the table?
clear the table?
help wash the dishes?
put the dishes away?
empty the garbage?
12. May I help myself to food and drink or must I ask first?
13. What areas of the house are strictly private?
14. May I put picture / posters in my room?
15. May I rearrange my bedroom?
16. What are your rules for me about alcohol and smoking?
17. Where can I store my suitcases?
18. What time must I get up on weekdays? on weekends?
19. What time must I go to bed?
20. What are the rules for me going out at night and at what time must I be home?

Night with Your Host Family

21. May I have friends spend the night?
Visit during the day?
22. What are the rules about me using the telephone?
Must I ask first?
May my friends call me?
May I make long-distance calls? Cost?
May I make calls to home? Cost?
23. What is the procedure for mailing letters?
What address do I use for my incoming mail?
24. Does my host father or mother have any dislikes , such as;
chewing gum?
wearing a hat(or curlers) at the table?
rock music(and how loud)?
smoking?
25. Do my host brothers or sisters have any dislikes?
26. What are the birthdays of my host family?
27. How do I get around : to school? locally? to the city?
28. May I use the stereo or TV at any time?
29. What are the rules about going to church?
30. Would you like me to phone home if I'll be more than 30 minutes late?
31. When we go out as a family , should I pay my own entrance fee , meal , etc.?
32. When arrangements should I make for school lunch?
33. Does the Rotary club pay my cost of travel to school?
34. Am I to attend Rotary meetings?
35. What else can I do around the house ; cut lawn , help clean , babysit?
36. Is there anything else you would like me to know?
37. Please tell me how to interact with the house servants.(Where applicable)

ホストファミリーへの第1夜の質問集

1. あなたを何と呼びましょうか？
2. 次のことのほかに私にどのような家事をさせたいと思いますか？
毎日のベッドメイキング
私の部屋の整理整頓
使用する度にバスルームを掃除すること
3. 洗濯の手順はどうなっていますか？
洗濯日まで汚れた衣類はどこにおくのでしょうか？
4. 自分の下着を洗濯すべきでしょうか？
5. 自分でアイロンを掛けるべきでしょうか？
6. アイロン、洗濯機、ミシンをいつでも使って良いでしょうか？
7. 化粧品類をどこにおいておけばいいでしょうか？
8. 私がシャワーや風呂を使ってもよいのは何時ですか？
9. バスルームの練り歯磨きや石鹸などを使ってもよいでしょうか？
10. 食事の時間は何時ですか？
11. 食事のとき私が手伝うことは何ですか？
食器を並べること
テーブルをきれいにすること
皿洗い
皿を片付けること
ゴミを捨てること
12. 自由に食事や飲み物を自分で取ってよいでしょうか？あるいは、まずお願いして取ってもらわなければならないでしょうか？
13. 立ち入ってはならないのは、家のどの部屋ですか？
14. 私の部屋に写真やポスターを貼ってよいでしょうか？
15. 私の寝室の模様替えをしてもよいでしょうか？
16. アルコールや喫煙に対する規則はどのようなものですか？
17. 私のスーツケースをどこに置けばよいですか？
18. ウィークデイは何時に起床すればよいでしょうか？
19. 何時に就寝しなければなりませんか？
20. 夜間の外出に対する規則はどのようなものですか？
何時に帰宅しなければなりませんか？
21. 友人が泊まりに来てよいですか？友人が日中訪問しに来てよいですか？
22. 電話の使用についての規則はどのようなものですか？
まず、許可を得なければなりませんか？
友人が私に電話を掛けてきてよいですか？
長距離電話をしてもよいですか？
電話代はどうしましょうか？
家に電話してもよいですか？ 電話代はどうしますか？
23. 手紙の郵送はどうすればよいですか？ 私に来る手紙の宛先はどのようにすればよいでしょうか？
24. ホストペアレントが何かいやがっていることがありますか？ 例えば
チューインガムは？
食卓で帽子（またはカーラー）を着用することは？
ロック・ミュージックは（音の大きさは）？
喫煙は？
25. ホストファミリーの兄弟姉妹が何かいやがっていることはありますか？
26. ホストファミリーの誕生日はいつですか？
27. どうやって通学すればよいのでしょうか？ 近くに
ありますか？ 都市までで行くのですか？
28. ステレオやテレビはいつ使ってもよいでしょうか？
29. 教会に行くことについての規則はどのようなもの
ですか？
30. 30分以上遅れたら、家に電話した方がよいで
しょうか？
31. 家族として外出したとき、自分の入場料や食事は自
分で払った方がよいでしょうか？
32. 学校の昼食に、どのような準備をすべきでし
ょうか？
33. ロータリー・クラブが通学用の交通費を払って
くれますか？
34. ロータリーの会合に出席する予定でし
ょうか？
35. ほかに家で何をすることができますか？
芝生、掃除、子守
36. 私が知っておくべきことがほかにありますか？
37. 召使いとどのように接するべきか教えて下さい。
（該当する場合）